

令和5年度2月補正予算（案）

令和6年2月15日
財務部 財政課

令和5年度2月補正予算の規模

	現計 A	今回提案額		合計 A+B+C	前年 同期比
		精算補正分 B	基金運用の是正分 C		
一般会計	24,441億円	△1,174億円	+766億円	24,033億円	95.0%
特別会計	16,063億円	△269億円	+30億円	15,824億円	88.9%
公営企業会計	3,176億円	△280億円	+339億円 [※]	3,235億円	112.0%
合計	43,680億円	△1,723億円	+1,135億円	43,092億円	93.7%

※一般会計等との貸借関係解消 320億円に関するものを計上

(内訳：①県債管理基金への借入金償還 320億円、②一般会計への土地売却に伴う原価 19億円)

一般会計 歳入・歳出（精算補正）の概要

- ✓ **県税等**は補正後で**過去最高の9,176億円**
- ✓ 中小企業制度資金貸付金事業の実績減、5類移行に伴う新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金事業の減により、**歳入・歳出ともに大きく減少**
- ✓ 後年度精算分を除いた**令和5年度末の財政基金残高は127億円**となる見込み

震災以来
約**30年ぶり**
100億円超

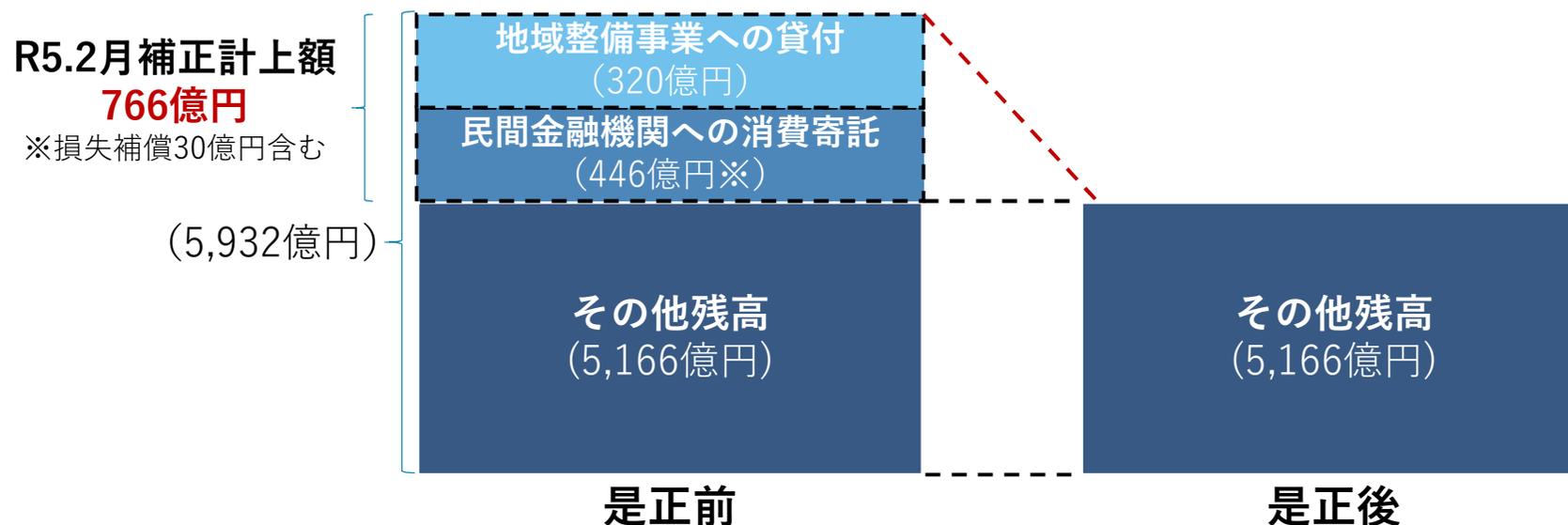
歳入(△1,174億円)		歳出(△1,174億円)	
県税等	+139億円	人件費	+20億円
<ul style="list-style-type: none"> 株式等譲渡所得の増等による個人関係税の増 + 40億円 堅調な企業業績に支えられた法人関係税の増 + 228億円 輸入額の減に伴う地方消費税の減 △157億円 		<ul style="list-style-type: none"> 退職見込者数の増に伴う退職手当の増等 	
地方交付税等	+142億円	行政経費	△1,515億円
<ul style="list-style-type: none"> 国税収入の補正に伴う増等 		<ul style="list-style-type: none"> 中小企業制度資金貸付金における新規融資の実績減に伴う預託金の減 △1,055億円 5類移行に伴う新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金事業の減 △ 390億円 	
国庫支出金	△529億円	投資的経費	△176億円
<ul style="list-style-type: none"> 5類移行に伴う新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の減 △390億円 		<ul style="list-style-type: none"> 公共事業、災害復旧事業等の実績減 	
県債	△ 50億円	公債費	△ 30億円
<ul style="list-style-type: none"> 公共事業、災害復旧事業等の実績減 		<ul style="list-style-type: none"> 利率確定に伴う県債利子の減等 	
その他	△876億円	その他	+527億円
<ul style="list-style-type: none"> 中小企業制度資金貸付金の実績減に伴う償還金の減 △1,055億円 R4決算剰余金に伴う繰越金の増 + 228億円 		<ul style="list-style-type: none"> R4決算剰余金の財政基金への積立 +228億円 (うち実質的な決算剰余金 60億円) 交付税精算対策等に伴う県債管理基金への積立 +309億円 	
現計 9,037億円 + 補正額 139億円 = 年間見込 9,176億円 ※過去最高			

分収造林事業・地域整備事業にかかる基金運用の是正

- 分収造林事業及び地域整備事業について、事業の収支悪化を踏まえると、安全・確実性を要する基金運用として不適切であることから、早期に是正
 - ・ R5.2月補正計上額：766億円（一般会計）

県債管理基金の是正前後の姿

みかけの残高を是正し、**実態に即した基金残高に整理**



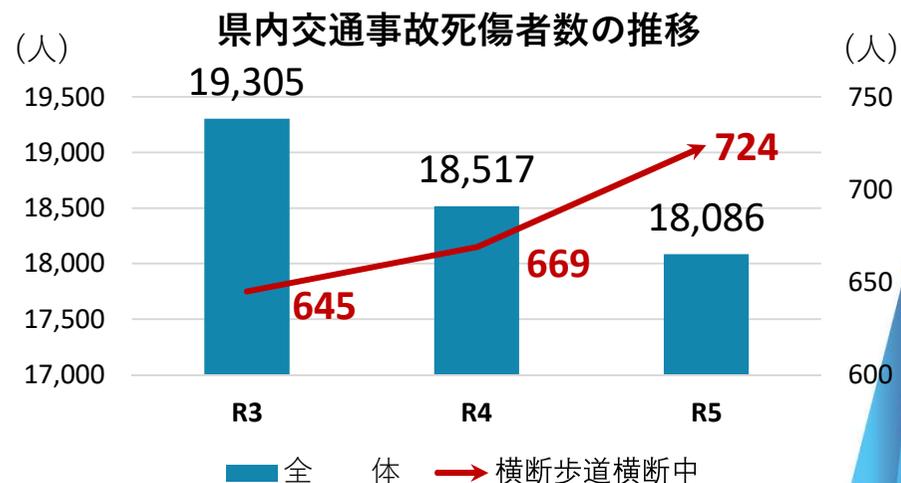
横断歩道等安全対策プロジェクト

■交通事故防止緊急対策の実施：8億円

- 本県の1月末現在の交通事故死者数は16人（前年対比+7人、全国ワースト1位）となっており、**交通事故防止対策が喫緊の課題**
- 緊急対策として、**消えかかった横断歩道やセンターライン等の引き直しを、通常事業費に上乘せし、実施**（約10,000箇所）

○横断歩道における緊急安全対策の実施：5億円

- ・引き直し箇所 摩耗率51%以上の横断歩道
（摩耗率イメージ）



○県管理道路における緊急安全対策の実施：3億円

- ・センターライン等区画線の引き直し
- ・自転車レーン等のカラー舗装の引き直し等



（参考：センターライン引き直し前・後）

横断歩道等安全対策プロジェクト

横断歩道等の摩耗度と視認性に関するエビデンス

- ✓ **横断歩道や区画線の摩耗度が高くなると、視認性が悪化する** ((一社)全国道路標識・標示業協会調査)
- ✓ **路面標示材の素材メーカーのHPにも、視認性向上により、衝突事故を23~48%減らすことが可能とする資料が紹介されている** (米国運輸省連邦道路庁調査)

想定箇所 (例)

神戸 2,066本 (21%) <small>おうぶ</small> 県道小部明石線 (神戸市西区)		北播磨 662本 (7%) 県道高砂 加古川加西線 (加西市)		丹波 346本 (3%) 国道427号 (丹波市)	
阪神南 2,555本 (26%) 国道2号 北今津交差点 (西宮市)		中播磨 1,137本 (11%) 県道姫路環状線 広峰小学校前 交差点 (姫路市)		淡路 234本 (2%) <small>なだかしゅう</small> 県道洲本灘賀集線 (南あわじ市)	
阪神北 931本 (9%) 宝塚市道 (宝塚市)		西播磨 646本 (7%) <small>ほんだ</small> 県道西脇誉田線 (太子町)		約 10,000 箇所 の引き直しを実施	
東播磨 659本 (7%) 県道大久保稲美 加古川線 (明石市)		但馬 698本 (7%) <small>ささうら</small> 県道楽々浦 玄武洞豊岡線 (豊岡市)			

※県民局・県民センター名右の数値は、横断歩道の要補修本数（構成比）

横断歩道等安全対策プロジェクト

阪神南

国道2号北今津交差点(西宮市)

交通量が多く事故の危険性が高い



阪神北

宝塚市道(宝塚市)

学校に近く事故の危険性が高い



少雪対策緊急プロジェクト

■スキー場周辺地域における誘客促進支援等の実施：8,600万円

➤ **雪不足の影響や電気料金高騰によるコスト高**を踏まえ、誘客促進等を支援

○誘客促進支援：7,100万円

	スキー場運営主体への支援	観光協会（7団体）への支援
対象経費	イベント、誘客プロモーション、 割引券・クーポンの発行 燃料高騰対策（造雪機・降雪機・リフト等）	WEBプロモーション （ターゲティング広告、SNS配信、動画作成） 出張イベント 等
補助上限	スキー場運営主体あたり、 規模等に応じ400万円又は500万円（定額）	1団体あたり100万円

○スポーツ・文化合宿誘致への支援：1,500万円（令和6年当初予算対応）

雪不足による影響をグリーンシーズンに取り戻すため、合宿等における宿泊経費を支援
〔**団体によるスキー場周辺地域での宿泊に対し、1人1泊2,000円(上限1団体30万円)を補助**〕

○スキー場関連中小企業の資金繰り支援：既定経費対応

少雪により影響を受ける県内中小企業者への資金繰り支援として、**低利の融資を実施**

■今後の除雪体制確保に関する分析・調査の実施：100万円

➤ 除雪機械の維持が困難となり、作業の担い手不足が深刻化していることを踏まえ、**今後の除雪体制確保に向けた調査・検討を実施**

- ・ R5年度 除雪機械の稼働状況、事業者の除雪機械保有状況・維持費等調査
- ・ R6年度 検討会の開催

能登半島地震ボランティア活動応援プロジェクト

■大規模災害ボランティア活動応援プロジェクトの拡充：2,500万円

(うちR5.2月補正計上分:1,200万円、R6当初予算計上分:1,300万円)

- 現行の助成制度に加え、「**能登半島地震復旧応援枠**」を**新設**し、一定規模の団体等に対する助成額の引き上げ及び対象経費の拡充を実施
- 新たな枠を活用したプロジェクトの**募集開始は石川県のボランティア受入れ状況を踏まえ、改めて発表**

事業名	大規模災害ボランティア活動応援プロジェクト		
区分	通常分（既存）	能登半島地震復旧応援枠（拡充）※	
対象者	5人以上で構成する 団体・グループ	10人以上で構成する 団体・グループ	5人以上で構成する 団体・グループ
対象経費	交通費及び宿泊費	借上げバス及び宿泊費	高額特殊機材等借上費用
助成額	上限20万円/団体・グループ	上限80万円/団体・グループ	上限5万円/団体・グループ
財源	ふるさとひょうご寄附金等		

※当面は本県のカウンターパートである珠洲市での活動を想定しているが、現地や支援団体のニーズに応じ、柔軟な対応を検討

国経済対策補正への対応

■ひょうご家計応援キャンペーン「はばタンPay+」の拡充：14.6億円

➤ キャンペーン第3弾の予算を追加で確保

- ・対象店舗 スーパー、コンビニ、ドラッグストア、家電量販店、飲食店、直売所 等
- ・申込期間 令和6年2月1日～2月25日
- ・利用期間 令和6年3月11日～6月30日

※県議会の議決が得られた後に、利用期間が確定

対象者	すべての県民（一般枠のみ）
販売単価	一口6,250円分を5,000円で販売
プレミアム率	25%
申込上限	1人あたり4口



■新生児マススクリーニング検査に関する実証：6,800万円

➤ 検査対象の拡充に向け、国の調査研究と連携・協力し、モデル的に、2疾患を対象とする新生児マススクリーニング検査の実証事業を実施

・対象疾患の概要

対象疾患	発症率	治療薬
脊髄性筋萎縮症	1/20,000	あり（R2.3月保険適用）
重症複合免疫不全症候群	1/50,000	あり（R元.5月保険適用）

別 冊

令和5年度2月補正予算（案）

令和6年2月15日
兵庫県財務部財政課

令和5年度2月補正予算（案）

1 補正予算編成の考え方

- ・年間を通じた事業実績の確定や見込み等を踏まえた精算補正予算を編成
- ・分収造林事業・地域整備事業にかかる基金運用の是正を実施
- ・横断歩道等安全対策など、緊急対策を実施

2 補正予算の規模

（単位：百万円、％）

区 分	現 計 A	今回提案額		合 計 A + B + C	前年 同期 対比
		精算補正分B	基金運用是正分C		
一 般 会 計	2,444,132	△ 117,468	76,644	2,403,308	95.0
特 別 会 計	1,606,260	△ 26,878	3,000	1,582,382	88.9
計	4,050,392	△ 144,346	79,644	3,985,690	92.5
公 営 企 業 会 計	317,564	△ 27,987	※ 33,906	323,483	112.0
合 計	4,367,956	△ 172,333	113,550	4,309,173	93.7

※一般会計等との貸借関係解消 320 億円に関するものを計上

（内訳：①県債管理基金への借入金償還 320 億円、②一般会計への土地売却に伴う原価 19 億円）

3 一般会計補正予算（精算補正分）の概要

(1) 歳入（△1,174億円）

○ 県税等（+139億円）

- ・個人関係税は、株式等譲渡所得の増等により、40億円の増
- ・法人関係税は、堅調な企業業績に支えられ、228億円の増
- ・地方消費税は、輸入額の減に伴う貨物割の減により、157億円の減等

○ 地方交付税等（+142億円）

- ・国の令和5年度補正予算(第1号)における国税収入の補正等に伴い、地方交付税が増額(※)されたこと等による増

※主な増額内容

- ・臨時経済対策費：国の補正予算における追加歳出に伴う地方負担を措置(42億円)
- ・臨時財政対策債償還基金費：令和6年度及び令和7年度の臨時財政対策債償還費の一部を前倒しで措置(76億円)

○ 国庫支出金（△529億円）

- ・5類移行に伴う新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金事業の減(△390億円)

○ 県債（△50億円）

- ・公共事業、災害復旧事業等の実績減(△33億円)等

○ その他（△876億円）

- ・中小企業制度資金貸付金の実績減に伴う償還金の減(△1,055億円)
- ・R4年度決算剰余に伴う繰越金の増(+228億円)等

[歳入の内訳]

(単位：百万円、%)

区 分	現 計 A	今回補正額 B	合 計 C = A + B	前年同期 対比
県 税 等	903,700	13,930	917,630	101.4
県 税	808,200	6,405	814,605	101.6
うち個人関係税	228,846	3,968	232,814	103.6
うち法人関係税	174,443	15,273	189,716	104.0
うち地方消費税	274,413	△15,731	258,682	98.6
特別法人事業譲与税	95,500	7,525	103,025	100.3
地 方 交 付 税 等	375,070	14,172	389,242	97.8
地 方 交 付 税	348,670	14,898	363,568	103.7
臨 時 財 政 対 策 債	26,400	△726	25,674	54.2
国 庫 支 出 金	295,452	△52,886	242,566	63.7
県 債	128,848	△5,055	123,793	109.2
調 整 債	7,872	0	7,872	-
そ の 他	741,062	△87,629	653,433	89.1
地 方 特 例 交 付 金 等	9,221	22,834	32,055	102.4
諸 収 入 等	731,841	△110,463	621,378	88.5
中小企業制度資金貸付金償還金	611,247	△105,450	505,797	109.1
合 計	2,444,132	△117,468	2,326,664	92.0

(参考) 県税等収入の内訳

(単位：百万円、%)

区 分		現計 A	今回補正額 B	合計 C = A + B	前年同期対比
個人関係税	均 等 割	6,157	8	6,165	100.2
	所 得 割	186,926	654	187,580	100.6
	県 民 税 利 子 割	689	96	785	97.6
	配 当 割	16,314	△ 1,675	14,639	115.4
	株 式 等 譲 渡 所 得 割	10,363	5,181	15,544	171.5
	個 人 事 業 税	8,397	△ 296	8,101	84.6
	合 計	228,846	3,968	232,814	103.6
法人関係税	法 人 事 業 税	160,721	14,358	175,079	104.2
	法 人 県 民 税	13,722	915	14,637	102.0
	小 計	174,443	15,273	189,716	104.0
地 方 消 費 税 (清 算 後)		274,413	△ 15,731	258,682	98.6
自動車関係税	自 動 車 税 種 別 割	60,462	96	60,558	99.3
	自 動 車 税 環 境 性 能 割	4,991	2,004	6,995	118.0
	軽 油 引 取 税	38,637	△ 356	38,281	98.2
	合 計	104,090	1,744	105,834	100.0
その他の税	不 動 産 取 得 税	17,074	1,010	18,084	107.2
	県 た ば こ 税	5,595	132	5,727	101.2
	ゴ ル フ 場 利 用 税	3,694	△ 209	3,485	95.4
	狩 猟 税	35	0	35	97.2
	鉱 区 税	10	△ 1	9	90.0
	旧 法 に よ る 税	0	219	219	365.0
	合 計	26,408	1,151	27,559	104.8
県 税 合 計		808,200	6,405	814,605	101.6
特 別 法 人 事 業 譲 与 税		95,500	7,525	103,025	100.3
県 税 + 特 別 法 人 事 業 譲 与 税 合 計		903,700	13,930	917,630	101.4
法 人 関 係 税 + 特 別 法 人 事 業 譲 与 税		269,943	22,798	292,741	102.7

(2) 歳出 (△1, 174 億円)

○ 人件費 (+20 億円)

- ・退職見込者数の増に伴う退職手当の増 等

○ 行政経費 (△1, 515 億円)

- ・中小企業等融資制度における新規融資の実績減に伴う金融機関への預託金の減(△1,055 億円)
- ・5類移行に伴う新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金事業の減(△390 億円)

○ 投資的経費 (△176 億円)

- ・公共事業、災害復旧事業等の実績減(△128 億円) 等

○ 公債費 (△30 億円)

- ・利率確定に伴う県債利子の減等

○ その他 (+527 億円)

- ・R4 年度決算剰余金の財政基金への積立の増(+228 億円)
- ・交付税精算対策等に伴う県債管理基金への積立の増(+307 億円) 等

[歳出の内訳]

(単位：百万円、%)

区 分	現計 A	今回補正額 B	合 計 C = A + B	前 年 同 期 対 比
人 件 費	438,928	1,970	440,898	97.1
行 政 経 費	1,263,436	△ 151,500	1,111,936	93.9
中小企業制度資金貸付金	611,247	△ 105,450	505,797	109.1
福祉関係経費	368,253	2,445	370,698	109.2
投 資 的 経 費	230,380	△ 17,587	212,793	103.2
投資補助事業	145,797	△ 7,736	138,061	101.6
投資単独事業	69,449	△ 1,809	67,640	96.9
災害復旧事業	15,134	△ 8,042	7,092	1,418.4
公 債 費	266,494	△ 2,980	263,514	99.0
そ の 他	244,894	52,629	297,523	84.0
基金積立金	15,571	57,899	73,470	90.8
財政基金積立金	0	22,794	22,794	-
県債管理基金積立金 (普通交付税精算対策)	0	23,350	23,350	-
県債管理基金積立金 (臨時財政対策償還基金費)	0	7,557	7,557	-
合 計	2,444,132	△ 117,468	2,326,664	92.0

(3) 緊急対策の実施

(単位：千円)

事業名	事業内容	金額																					
1 横断歩道等安全対策プロジェクト		800,000																					
① 交通事故防止緊急対策の実施	<p>本県の1月末現在の交通事故死者数は16人（前年対比+7人、全国ワースト1位）となっており、交通事故防止対策が喫緊の課題となっていることから、重大事故につながりかねない、消えかかった横断歩道やセンターライン等の引き直しを、通常事業費に上乘せし、実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○横断歩道における緊急安全対策の実施（500,000千円） <ul style="list-style-type: none"> ・引き直し箇所 摩耗率51%以上の横断歩道 ○県管理道路における緊急安全対策の実施（300,000千円） <ul style="list-style-type: none"> ・センターライン等区画線の引き直し ・自転車レーン等カラー舗装の引き直し等 	800,000																					
2 少雪対策緊急プロジェクト		72,000																					
① スキー場周辺地域における誘客促進支援等の実施	<p>雪不足の影響や電気料金高騰によるコスト高を踏まえ、スキー場周辺地域への誘客促進を支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○誘客促進支援（71,000千円） <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>スキー場運営主体への支援</th> <th>観光協会（7団体）への支援</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象経費</td> <td>イベント、誘客プロモーション、割引券・クーポンの発行燃料高騰対策（造雪機・降雪機・リフト等）</td> <td>WEBプロモーション（ターゲット広告、SNS配信、動画作成）、出張イベント等</td> </tr> <tr> <td>補助上限</td> <td>スキー場運営主体あたり、規模等に応じ400万円 又は 500万円（定額）</td> <td>1団体あたり100万円</td> </tr> </tbody> </table> ○スポーツ・文化合宿誘致への支援（15,000千円）（令和6年当初予算対応） <p>雪不足による影響をグリーンシーズンに取り戻すため、合宿等における宿泊経費を支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象期間 令和6年4月～10月 ・補助対象 県内外の学生・社会人の団体旅行 ※延べ5人泊以上 ・対象経費 但馬・播磨地域のスキー場周辺地域の宿泊施設の利用費用 ・補助額 2,000円（1泊・1人） ※上限：1団体30万円 	区分	スキー場運営主体への支援	観光協会（7団体）への支援	対象経費	イベント、誘客プロモーション、割引券・クーポンの発行燃料高騰対策（造雪機・降雪機・リフト等）	WEBプロモーション（ターゲット広告、SNS配信、動画作成）、出張イベント等	補助上限	スキー場運営主体あたり、規模等に応じ400万円 又は 500万円（定額）	1団体あたり100万円	71,000												
区分	スキー場運営主体への支援	観光協会（7団体）への支援																					
対象経費	イベント、誘客プロモーション、割引券・クーポンの発行燃料高騰対策（造雪機・降雪機・リフト等）	WEBプロモーション（ターゲット広告、SNS配信、動画作成）、出張イベント等																					
補助上限	スキー場運営主体あたり、規模等に応じ400万円 又は 500万円（定額）	1団体あたり100万円																					
② スキー場関連中小企業の資金繰り支援の実施	<p>少雪により影響を受ける県内中小企業者への資金繰り支援として、「経営円滑化貸付」の金利引き下げ、要件緩和（売上減少比較期間の短縮）を実施</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>通常の経営円滑化貸付</th> <th>経営円滑化貸付（少雪対策）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象者</td> <td>最近3か月間の売上が前年同期比5%以上減少している者</td> <td>但馬及び播磨地域のスキー客の減少により、最近1ヶ月間の売上が前年同期比5%以上減少している者</td> </tr> <tr> <td>資金使途</td> <td>運転資金</td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>貸付利率</td> <td>1.0%</td> <td>0.9%</td> </tr> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>1億円</td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>貸付期間</td> <td>10年以内（うち据置2年以内）</td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>適用期間</td> <td>—</td> <td>令和6年3月末融資実行分まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>(既定予算対応)</p>	区分	通常の経営円滑化貸付	経営円滑化貸付（少雪対策）	対象者	最近3か月間の売上が前年同期比5%以上減少している者	但馬及び播磨地域のスキー客の減少により、最近1ヶ月間の売上が前年同期比5%以上減少している者	資金使途	運転資金	同左	貸付利率	1.0%	0.9%	貸付限度額	1億円	同左	貸付期間	10年以内（うち据置2年以内）	同左	適用期間	—	令和6年3月末融資実行分まで	(既定予算対応)
区分	通常の経営円滑化貸付	経営円滑化貸付（少雪対策）																					
対象者	最近3か月間の売上が前年同期比5%以上減少している者	但馬及び播磨地域のスキー客の減少により、最近1ヶ月間の売上が前年同期比5%以上減少している者																					
資金使途	運転資金	同左																					
貸付利率	1.0%	0.9%																					
貸付限度額	1億円	同左																					
貸付期間	10年以内（うち据置2年以内）	同左																					
適用期間	—	令和6年3月末融資実行分まで																					
③ 今後の除雪体制確保に関する分析・調査の実施	<p>高齢化の進行、機械・人件費の高騰等により、除雪機械維持や作業員確保が困難となり、除雪作業の担い手不足が深刻化していることを踏まえ、今後の除雪体制確保に向けた検討を実施</p>	1,000																					
3 能登半島地震ボランティア活動応援プロジェクト		12,000																					
① 大規模災害ボランティア活動応援プロジェクト（復旧期）の拡充	<p>現行の助成制度に加え、「能登半島地震復旧応援枠」を新設し、一定規模の団体等に対する助成額の引き上げ及び対象経費の拡充を実施</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">大規模災害ボランティア活動応援プロジェクト（ふるさとひょうご寄附金活用事業）</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>拡充前（既存事業）</th> <th>能登半島地震復旧応援枠（今回拡充）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>概要</td> <td>団体・グループに現地までの交通費（自家用車や公共交通機関利用を想定）及び・宿泊費の一部を助成</td> <td>団体・グループが自らバスを借上げて現地に掛く場合の貸切バスの借上げ料及び宿泊費を助成</td> </tr> <tr> <td>対象者</td> <td>5人以上で構成する団体・グループ</td> <td>10人以上で構成する団体・グループ</td> </tr> <tr> <td>対象経費</td> <td>交通費及び宿泊費</td> <td>バス借上料及び宿泊費</td> </tr> <tr> <td>助成額</td> <td>1団体・グループにつき上限20万円</td> <td>1団体・グループにつき上限80万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>【想定機材】 高圧洗浄機、発電機、炊き出し用設備 等</p>	大規模災害ボランティア活動応援プロジェクト（ふるさとひょうご寄附金活用事業）			区分	拡充前（既存事業）	能登半島地震復旧応援枠（今回拡充）	概要	団体・グループに現地までの交通費（自家用車や公共交通機関利用を想定）及び・宿泊費の一部を助成	団体・グループが自らバスを借上げて現地に掛く場合の貸切バスの借上げ料及び宿泊費を助成	対象者	5人以上で構成する団体・グループ	10人以上で構成する団体・グループ	対象経費	交通費及び宿泊費	バス借上料及び宿泊費	助成額	1団体・グループにつき上限20万円	1団体・グループにつき上限80万円	12,000			
大規模災害ボランティア活動応援プロジェクト（ふるさとひょうご寄附金活用事業）																							
区分	拡充前（既存事業）	能登半島地震復旧応援枠（今回拡充）																					
概要	団体・グループに現地までの交通費（自家用車や公共交通機関利用を想定）及び・宿泊費の一部を助成	団体・グループが自らバスを借上げて現地に掛く場合の貸切バスの借上げ料及び宿泊費を助成																					
対象者	5人以上で構成する団体・グループ	10人以上で構成する団体・グループ																					
対象経費	交通費及び宿泊費	バス借上料及び宿泊費																					
助成額	1団体・グループにつき上限20万円	1団体・グループにつき上限80万円																					
4 国経済対策補正への対応		1,531,125																					
① ひょうご家計応援キャンペーン「はばタンPay+」の拡充	<p>キャンペーン第3弾の予算を追加で確保</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>対象者</td> <td>すべての県民（一般枠のみ）</td> </tr> <tr> <td>販売単価</td> <td>一口6,250円分を5,000円で販売</td> </tr> <tr> <td>プレミアム率</td> <td>25%</td> </tr> <tr> <td>申込上限</td> <td>1人あたり4口</td> </tr> <tr> <td>申込期間</td> <td>2月1日～2月25日</td> </tr> <tr> <td>利用期間</td> <td>3月11日～6月30日</td> </tr> </tbody> </table>	対象者	すべての県民（一般枠のみ）	販売単価	一口6,250円分を5,000円で販売	プレミアム率	25%	申込上限	1人あたり4口	申込期間	2月1日～2月25日	利用期間	3月11日～6月30日	1,463,125									
対象者	すべての県民（一般枠のみ）																						
販売単価	一口6,250円分を5,000円で販売																						
プレミアム率	25%																						
申込上限	1人あたり4口																						
申込期間	2月1日～2月25日																						
利用期間	3月11日～6月30日																						
② 新生児マスククリーニング検査に関する実証	<p>検査対象の拡充に向け、国の調査研究と連携・協力し、モデル的に、2疾患を対象とする新生児マスククリーニング検査の実証事業を実施</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象疾患</th> <th>発症率</th> <th>治療薬</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>脊髄性筋萎縮症</td> <td>1/20,000</td> <td>あり（R2.3月保険適用）</td> </tr> <tr> <td>重症複合免疫不全症候群</td> <td>1/50,000</td> <td>あり（R元.5月保険適用）</td> </tr> </tbody> </table>	対象疾患	発症率	治療薬	脊髄性筋萎縮症	1/20,000	あり（R2.3月保険適用）	重症複合免疫不全症候群	1/50,000	あり（R元.5月保険適用）	68,000												
対象疾患	発症率	治療薬																					
脊髄性筋萎縮症	1/20,000	あり（R2.3月保険適用）																					
重症複合免疫不全症候群	1/50,000	あり（R元.5月保険適用）																					
合計		2,415,125																					

4 一般会計補正予算(分収造林事業・地域整備事業にかかる基金運用の是正分)の概要

分収造林事業について、事業の収支悪化を踏まえ、安全・確実性を要する基金運用として不適切であり、早期に解消するよう検討委員会から提言を受けことから、同様の状況にある地域整備事業への貸付金と併せて、財務処理の観点から不適切となった基金運用を是正する予算を計上

(1) 歳入・歳出の内訳

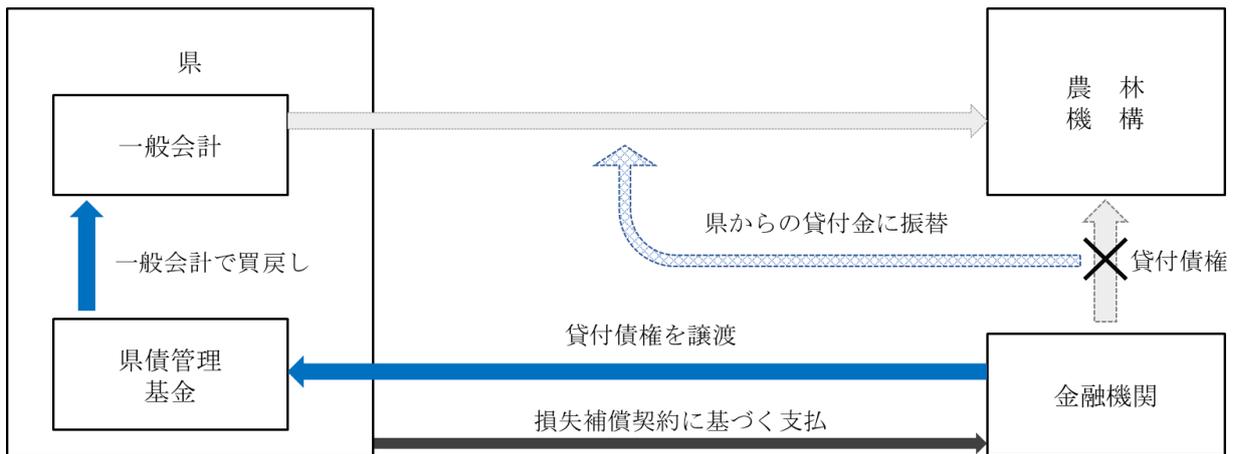
(単位：百万円)

歳入		歳出	
その他	76,644	その他	76,644
諸収入等	76,644	積立金	41,600
基金繰入金	76,644	県債管理基金積立金	41,600
県債管理基金繰入金	76,644	農林機構貸付金債権の買戻し	41,600
		繰出金	35,044
		農林水産資金特別会計への繰出	3,000
		地域整備事業会計への繰出	32,044

(2) 歳出の概要

① 分収造林事業（農林機構）における民間金融機関からの借入解消

- ・ 機構への貸付債権を県からの債権に振替（買戻し） 416 億円
(一般会計（県債管理基金積立金）)
- ・ 損失補償契約に基づく支出（解約清算金、経過利息） 30 億円
(一般会計（農林水産資金特別会計へ繰出）)



② 基金運用の是正に伴う地域整備事業（企業庁）との貸借関係の解消

- ・ 地域整備事業会計から一般会計への貸付金の解消 320 億円
(一般会計（地域整備事業会計へ繰出）)

○一般会計等から企業庁への貸付

(単位：億円)

貸付元	貸付先	現在高	今回 解消額	R5 年度末 見込
一般会計等 (県債管理基金)	地域整備事業会計 (企業庁)	320	320	0

○企業庁から一般会計等への貸付

(単位：億円)

貸付元	貸付先	現在高	今回 解消額	R5 年度末 見込
地域整備事業会計	一般会計	397	320	77
企業資産運用事業会計	一般会計	123	0	123
計		520	320	200

5 特別会計補正予算の概要

(主な特別会計の状況)

(1) 公債費特別会計 (△40億円)

港湾特会収支余剰の積立の減による基金積立金(満括)の減や、変動金利債の減による県債利子の減等

(2) 農林水産資金特別会計 (+27億円)

分収造林事業(農林機構)における民間金融機関からの借入解消に要する損失補償契約に基づく支出(解約清算金、経過利息)の増等

(3) 地方消費税清算特別会計 (△401億円)

輸入額の減に伴う貨物割の減等

[会計別補正額内訳]

(単位:百万円)

会計名	現計予算 A	今回補正額		合計 A+B+C	主な増減の内容
		精算補正分B	基金運用是正分C		
県有環境林等	7,428	△262	0	7,166	・公債費特会へ繰出 △262
港湾整備事業	3,466	149	0	3,615	・一般会計へ繰出 985 ・公債費特会へ繰出 △774
公共事業用地 先行取得事業	3,000	△3,000	0	0	・公共用地先行取得 △3,000
県営住宅事業	28,225	△568	0	27,657	・公営住宅整備費 △412 ・県営住宅団地環境改善事業費 △308
勤労者総合福祉 施設整備事業	1,808	133	0	1,941	・国見の森公園(災害復旧) 33 ・非常用自家発電装置更新(文化体育館) 93
庁用自動車管理	172	△26	0	146	・職員費 △21
公債費	508,589	△4,018	0	504,571	・元金償還 △439 ・県債利子 △1,901 ・県債管理基金積立金 △662
自治振興助成事業	1,632	△569	0	1,063	・自治振興事業貸付金 △500 ・生活排水処理対策事業費 △52
母子寡婦福祉資金	321	△1	0	320	・貸付償還事務費 △1
小規模企業者等 振興資金	5,690	613	0	6,303	・小規模企業者等設備貸与支援事業費 △460 ・中小企業基盤整備機構公債費 848 ・一般会計へ繰出 272
農林水産資金	975	△350	3,000	3,625	・林業・木材産業・沿岸漁業改善資金 貸付金 △200 ・豊かな海づくり資金利子補給費 △72 ・損失補償契約に基づく支出(解約清 算金、経過利息) 3,000
地方消費税清算	556,757	△40,143	0	516,614	・地方消費税清算金 △24,412 ・地方消費税へ繰出 △15,731
国民健康保険	488,197	21,164	0	509,361	・保険給付等(普通交付金) 9,460 ・安定化基金積立金 8,089 ・国庫支出金等返納金 2,890
計	1,606,260	△26,878	3,000	1,582,382	

6 公営企業会計補正予算の概要

[会計別補正額内訳]

(単位：百万円)

会計名	現計予算 A	今回補正額		合計 A+B+C	説明	
		精算補正分B	基金運用是正分C			
病院局 病院事業	219,128	△ 19,184	0	199,944	・ 事業進捗に応じた年割変更に伴う建設改良費の減 △ 19,442 ・ 材料費(薬品費・診療材料費)の増 1,748	
企業 庁	水道用水供給事業	21,418	△ 600	0	20,818	・ 営業費用の減 △ 384 ・ 建設改良費の減 △ 248
	工業用水道事業	5,612	△ 218	0	5,394	・ 営業費用の減 △ 99 ・ 建設改良費の減 △ 138
	水源開発事業	61	△ 41	0	20	・ ダム管理負担金の減 △ 41
	地域整備事業	5,616	2,176	※ 33,906	41,698	・ 一般会計との貸借整理に伴う増 33,906
	企業資産運用事業	1,342	△ 7	0	1,335	・ 営業費用の減 △ 18
	地域創生整備事業	857	△ 164	0	693	・ ひょうご情報公園都市第2期整備事業整備費の減 △ 343
流域下水道事業	63,530	△ 9,949	0	53,581	・ 建設改良費の減 △ 9,472	
計	317,564	△ 27,987	33,906	323,483		

※一般会計等との貸借関係解消 320 億円に関するものを計上

(内訳:①県債管理基金への借入金償還 320 億円、②一般会計への土地売却に伴う原価 19 億円)

令和 6 年 2 月（定例）

第366回兵庫県議会提出議案関係資料（その3）

（ 予 算 関 係 ）

兵 庫 県

目 次

令和5年度補正予算提案額概計

	頁
1. 総 括	5
2. 一 般 会 計 (第 135 号議案)	
ア 部局別予算提案額	6
イ 経費別予算提案額	7
ウ 歳入予算提案額	8
3. 特 別 会 計 (第 136 号～第 148 号議案)	9
4. 公 営 企 業 会 計 (第 149 号～第 156 号議案)	10
5. 主 な も の の 内 訳	
ア 総 務	12
イ 企 画	13
ウ 財 務	14
エ 県 民 生 活	15
オ 危 機 管 理	16
カ 福 祉	17
キ 保 健 医 療	18
ク 産 業 労 働	19
ケ 農 林 水 産	20
コ 環 境	21
サ 土 木	22
シ ま ち づ く り	24
ス 教 育 委 員 会	25
セ 警 察	26
ソ 企 業 庁	27
タ 病 院	28

令和5年度補正予算提案額概計

1 総括

(単位：千円、%)

区 分		既定予算額	今回提案額	合 計	前年同 期対 比
一 般 会 計	歳 入	2,444,132,000	△ 117,467,739	2,326,664,261	92.0
	歳 出	2,444,132,000	△ 117,467,739	2,326,664,261	92.0
	差 引	0	0	0	—
特 別 会 計	歳 入	1,606,259,517	△ 26,877,970	1,579,381,547	88.7
	歳 出	1,606,259,517	△ 26,877,970	1,579,381,547	88.7
	差 引	0	0	0	—
計	歳 入	4,050,391,517	△ 144,345,709	3,906,045,808	90.6
	歳 出	4,050,391,517	△ 144,345,709	3,906,045,808	90.6
	差 引	0	0	0	—
公 営 企 業 会 計	歳 入	299,961,800	△ 35,350,300	264,611,500	100.2
	歳 出	317,563,883	△ 27,986,524	289,577,359	100.3
	差 引	△ 17,602,083	△ 7,363,776	△ 24,965,859	—
合 計	歳 入	4,350,353,317	△ 179,696,009	4,170,657,308	91.2
	歳 出	4,367,955,400	△ 172,332,233	4,195,623,167	91.2
	差 引	△ 17,602,083	△ 7,363,776	△ 24,965,859	—

2 一 般 会 計
ア 部局別予算提案額

(単位：千円、%)

区 分	既定予算額	今回提案額	財 源 内 訳				計	前年同期対 比
			国庫支出金	特 定 財 源	起 債	一 般 財 源		
総 務	66,500,846	△ 3,184,456	△ 656,310	△ 1,310,431	△ 464,200	△ 753,515	63,316,390	99.7
企 画	7,723,785	△ 69,218	△ 47,475	△ 43,084	0	21,341	7,654,567	79.1
財 務	468,426,446	48,234,855	0	△ 625,295	48,900	48,811,250	516,661,301	83.3
県 民 生 活	8,462,827	115,172	129,757	△ 43,160	8,100	20,475	8,577,999	139.3
危 機 管 理	10,892,135	△ 3,522,177	△ 3,889,802	63,386	2,300	301,939	7,369,958	50.3
福 祉	373,464,081	3,759,532	904,161	△ 3,015,694	△ 1,120,300	6,991,365	377,223,613	100.1
保 健 医 療	126,583,792	△ 39,829,508	△ 39,106,731	△ 2,263,231	78,400	1,462,054	86,754,284	41.7
産 業 労 働	646,043,837	△ 107,570,200	△ 2,055,767	△ 105,662,717	△ 100	148,384	538,473,637	104.8
農 林 水 産	92,511,578	△ 9,036,497	△ 6,354,142	△ 1,369,643	△ 696,700	△ 616,012	83,475,081	94.4
環 境	4,686,472	△ 1,086,838	△ 358,741	△ 870,700	△ 400	143,003	3,599,634	90.1
土 木	162,092,009	△ 8,882,618	△ 5,062,028	△ 531,570	△ 2,730,900	△ 558,120	153,209,391	104.8
まちづくり	15,263,811	△ 1,168,067	△ 167,546	△ 206,531	△ 49,100	△ 744,890	14,095,744	103.5
教育委員会	319,735,708	4,193,371	3,932,450	△ 700,753	△ 117,400	1,079,074	323,929,079	100.1
警 察	137,914,917	652,079	△ 153,570	△ 73,064	△ 13,500	892,213	138,566,996	100.7
行政委員会等	3,829,756	△ 73,169	0	8,017	0	△ 81,186	3,756,587	98.2
歳入振替	0	0	0	6,181,946	0	△ 6,181,946	0	—
合 計	2,444,132,000	△ 117,467,739	△ 52,885,744	△ 110,462,524	△ 5,054,900	50,935,429	2,326,664,261	92.0

イ 経費別予算提案額

(単位：千円、%)

区 分	既定予算額	今回提案額	財 源 内 訳				計	前年同期 対 比
			国庫支出金	特 定 財 源	起 債	一 般 財 源		
I 一 般 行 政 経 費	1,876,206,954	△ 95,069,009	△ 41,326,066	△ 114,065,210	0	60,322,267	1,781,137,945	93.7
(1) 人 件 費	438,927,759	1,969,530	401,455	△ 353,577	0	1,921,652	440,897,289	97.1
職員給等	423,521,759	41,711	401,455	△ 353,577	0	△ 6,167	423,563,470	100.8
退職手当	15,406,000	1,927,819	0	0	0	1,927,819	17,333,819	50.7
(2) 物 件 費	12,483,583	2,413,566	△ 579,215	△ 101,759	0	3,094,540	14,897,149	74.3
(3) そ の 他	1,424,795,612	△ 99,452,105	△ 41,148,306	△ 113,609,874	0	55,306,075	1,325,343,507	93.0
II 投 資 的 経 費	230,379,391	△ 17,586,421	△ 11,559,678	△ 1,066,554	△ 5,054,900	94,711	212,792,970	103.2
(1) 普通建設事業費	215,245,347	△ 9,544,749	△ 4,657,960	△ 1,570,619	△ 3,372,700	56,530	205,700,598	100.0
(i) 補助事業	132,257,000	△ 7,642,579	△ 4,657,960	△ 546,152	△ 2,079,200	△ 359,267	124,614,421	101.2
(e) 単独事業	69,449,347	△ 1,809,231	0	△ 1,027,059	△ 1,233,900	451,728	67,640,116	96.9
(h) 国直轄負担金	13,539,000	△ 92,939	0	2,592	△ 59,600	△ 35,931	13,446,061	104.9
(2) 災害復旧事業費	15,134,044	△ 8,041,672	△ 6,901,718	504,065	△ 1,682,200	38,181	7,092,372	1,419.0
(i) 補助事業	13,647,044	△ 7,997,095	△ 6,901,718	504,065	△ 1,637,000	37,558	5,649,949	1,458.2
(e) 単独事業	1,487,000	△ 92,365	0	0	△ 92,900	535	1,394,635	4,988.1
(h) 国直轄負担金	0	47,788	0	0	47,700	88	47,788	56.6
III 公 債 費	266,494,262	△ 2,979,712	0	△ 951,821	0	△ 2,027,891	263,514,550	99.0
IV 繰 出 金	71,051,393	△ 1,832,597	0	△ 560,885	0	△ 1,271,712	69,218,796	43.9
歳 入 振 替	0	0	0	6,181,946	0	△ 6,181,946	0	—
合 計	2,444,132,000	△ 117,467,739	△ 52,885,744	△ 110,462,524	△ 5,054,900	50,935,429	2,326,664,261	92.0

ウ 歳入予算提案額

(単位：千円、%)

区 分	既定予算額	今回提案額	計	前年同期 対 比
県 税	808,200,000	6,404,909	814,604,909	101.6
(1) 普 通 税	808,165,000	6,405,299	814,570,299	101.6
(2) 目 的 税	35,000	△ 390	34,610	97.5
地 方 譲 与 税	100,233,000	7,606,681	107,839,681	100.4
(1) 特別法人事業譲与税	95,500,000	7,524,862	103,024,862	100.3
(2) 地方揮発油譲与税	3,525,000	51,401	3,576,401	100.2
(3) 石油ガス譲与税	128,000	△ 21,712	106,288	93.2
(4) 自動車重量譲与税	642,000	38,243	680,243	106.8
(5) 森林環境譲与税	188,000	264	188,264	100.1
(6) 航空機燃料譲与税	250,000	13,623	263,623	107.6
地 方 特 例 交 付 金	3,101,000	△ 41,056	3,059,944	93.0
地 方 交 付 税	348,670,400	14,897,182	363,567,582	103.7
(1) 普 通 交 付 税	344,537,400	14,897,182	359,434,582	103.9
(2) 特 別 交 付 税	4,133,000	0	4,133,000	93.2
臨 時 財 政 対 策 債	26,400,000	△ 725,600	25,674,400	54.2
調 整 債	7,872,000	0	7,872,000	皆増
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	1,386,000	0	1,386,000	94.3
繰 越 金	1,000	22,793,313	22,794,313	104.7
計 (一 般 財 源)	1,295,863,400	50,935,429	1,346,798,829	101.0
分 担 金 及 び 負 担 金	5,398,278	△ 18,375	5,379,903	119.8
使 用 料 及 び 手 数 料	19,881,556	△ 599,873	19,281,683	99.6
国 庫 支 出 金	295,451,302	△ 52,885,744	242,565,558	63.7
財 産 収 入	2,168,764	726,122	2,894,886	141.4
寄 附 金	369,547	165,633	535,180	94.7
繰 入 金	47,076,696	△ 2,236,513	44,840,183	27.6
諸 収 入	656,946,557	△ 108,499,518	548,447,039	106.9
県 債	120,975,900	△ 5,054,900	115,921,000	102.2
合 計	2,444,132,000	△ 117,467,739	2,326,664,261	92.0

3 特 別 会 計

(単位：千円、%)

区 分	既定予算額	今回提案額	財 源 内 訳					計	前年同期対比
			国庫支出金	一般会計等 から繰入	特定財源	起 債	繰 越 金		
県有環境林等	7,427,928	△ 262,362	0	△ 270,156	7,795	0	△ 1	7,165,566	49.6
港湾整備事業	3,466,417	148,675	0	0	△ 1,031	0	149,706	3,615,092	67.3
公共事業用地 先行取得事業	3,000,000	△ 3,000,000	0	0	0	△ 3,000,000	0	0	皆減
県営住宅事業	28,225,017	△ 567,857	△ 808,062	△ 466,634	△ 565,707	93,000	1,179,546	27,657,160	90.8
勤労者総合福祉 施設整備事業	1,808,097	132,465	△ 24,684	0	30,254	126,900	△ 5	1,940,562	89.8
庁用自動車管理	172,225	△ 26,168	0	△ 23,614	△ 2,554	0	0	146,057	87.1
公 債 費	508,588,547	△ 4,017,383	0	△ 3,270,247	△ 747,135	0	△ 1	504,571,164	91.3
自治振興助成事業	1,631,709	△ 568,786	0	△ 563,866	△ 469,180	0	464,260	1,062,923	85.5
母子父子寡婦 福祉資金	320,724	△ 493	0	△ 143	△ 361	0	11	320,231	100.2
小規模企業者等 振興資金	5,689,594	613,201	0	△ 417	1,076,460	△ 230,000	△ 232,842	6,302,795	250.3
農林水産資金	974,809	△ 349,906	0	△ 146,726	△ 38,039	0	△ 165,141	624,903	53.7
地方消費税清算	556,757,000	△ 40,142,838	0	0	△ 40,142,838	0	0	516,614,162	96.9
国民健康保険事業	488,197,450	21,163,482	7,398,942	64,660	2,986,885	0	10,712,995	509,360,932	99.8
合 計	1,606,259,517	△ 26,877,970	6,566,196	△ 4,677,143	△ 37,865,451	△ 3,010,100	12,108,528	1,579,381,547	88.7

4 公 營 企 業 會 計

(單位：千円、%)

区 分		病 院 事 業	水 道 用 水 工 業 用 水 源 開 發 地 事	水 道 用 水 工 業 用 水 源 開 發 地 事	水 道 用 水 工 業 用 水 源 開 發 地 事	水 道 用 水 工 業 用 水 源 開 發 地 事	水 道 用 水 工 業 用 水 源 開 發 地 事	水 道 用 水 工 業 用 水 源 開 發 地 事	水 道 用 水 工 業 用 水 源 開 發 地 事	水 道 用 水 工 業 用 水 源 開 發 地 事	水 道 用 水 工 業 用 水 源 開 發 地 事	計	前 年 同 期 比
收 益	支 出	既定予算額	173,675,680	14,812,354	3,430,008	—	2,951,576	1,290,206	20,715	30,721,174	226,901,713	102.0	
		今回提案額	333,023	△ 351,912	△ 79,223	—	1,377,299	△ 6,640	155,131	△ 388,178	1,039,500	—	
		合 計	174,008,703	14,460,442	3,350,785	—	4,328,875	1,283,566	175,846	30,332,996	227,941,213	99.3	
	予 入	既定予算額	169,756,122	15,820,873	4,102,955	—	3,357,627	1,343,250	20,748	31,431,962	225,833,537	103.6	
今回提案額		△ 6,783,435	△ 20,954	24,143	—	1,028,628	62,104	△ 13,297	△ 701,226	△ 6,404,037	—		
合 計		162,972,687	15,799,919	4,127,098	—	4,386,255	1,405,354	7,451	30,730,736	219,429,500	97.8		
差引収支不足額		△ 11,036,016	1,339,477	776,313	—	57,380	121,788	△ 168,395	397,740	△ 8,511,713	—		
資 本	支 出	既定予算額	45,452,809	6,605,860	2,182,299	60,727	2,664,076	51,476	835,963	32,808,960	90,662,170	173.6	
		今回提案額	△ 19,517,762	△ 247,660	△ 138,545	△ 41,073	799,171	△ 327	△ 318,837	△ 9,560,991	△ 29,026,024	—	
		合 計	25,935,047	6,358,200	2,043,754	19,654	3,463,247	51,149	517,126	23,247,969	61,636,146	104.1	
	予 入	既定予算額	40,589,284	423,122	20	60,727	44,498	205,322	30	32,805,260	74,128,263	185.5	
今回提案額		△ 19,391,973	△ 4,000	2,749	△ 41,073	34,254	0	70,973	△ 9,617,193	△ 28,946,263	—		
合 計		21,197,311	419,122	2,769	19,654	78,752	205,322	71,003	23,188,067	45,182,000	113.6		
差引収支不足額		△ 4,737,736	△ 5,939,078	△ 2,040,985	0	△ 3,384,495	154,173	△ 446,123	△ 59,902	△ 16,454,146	—		
合 計	支 出	既定予算額	219,128,489	21,418,214	5,612,307	60,727	5,615,652	1,341,682	856,678	63,530,134	317,563,883	115.6	
		今回提案額	△ 19,184,739	△ 599,572	△ 217,768	△ 41,073	2,176,470	△ 6,967	△ 163,706	△ 9,949,169	△ 27,986,524	—	
		合 計	199,943,750	20,818,642	5,394,539	19,654	7,792,122	1,334,715	692,972	53,580,965	289,577,359	100.3	
	予 入	既定予算額	210,345,406	16,243,995	4,102,975	60,727	3,402,125	1,548,572	20,778	64,237,222	299,961,800	116.2	
今回提案額		△ 26,175,408	△ 24,954	26,892	△ 41,073	1,062,882	62,104	57,676	△ 10,318,419	△ 35,350,300	—		
合 計		184,169,998	16,219,041	4,129,867	19,654	4,465,007	1,610,676	78,454	53,918,803	264,611,500	100.2		
差引収支不足額		△ 15,773,752	△ 4,599,601	△ 1,264,672	0	△ 3,327,115	275,961	△ 614,518	337,838	△ 24,965,859	—		

5 主なものの内訳

(総務部)

(単位：千円)

事 項	令和5年度 現計予算額	今回提案額	財 源 内 訳				概 要
			国庫支出金	特定財源	起 債	一般財源	
私立学校助成費	34,235,283	△ 1,195,983	△ 570,905	△ 52,037	10,300	△ 583,341	1 私立学校経常費補助事業費 △ 621,765 2 私立高等学校等就学支援事業費 △ 106,227 3 私立幼稚園等緊急環境整備事業費等 1,923,975
(自治振興 助成事業 特別会計) 自治振興助成 事業費	1,526,364	△ 517,114	0	△ 469,180 (繰入金) △ 512,194	0	464,260	1 補助金 △ 17,114 2 貸付金 △ 500,000

(企画部)

(単位:千円)

事 項	令和5年度 現計予算額	今回提案額	財 源 内 訳				概 要
			国庫支出金	特定財源	起 債	一般財源	
地域振興推進費	248,147	△ 68,172	△ 36,257	△ 10,666	0	△ 21,249	1 持続可能な生活圏形成支援事業費 △ 19,300 2 市町地域伴走支援体制整備事業費 △ 14,603 3 県版地域おこし協力隊設置事業費 △ 13,963 4 地域経済循環創造事業費等 △ 20,306

(財務部)

(単位:千円)

事 項	令和5年度 現計予算額	今回提案額	財 源 内 訳				概 要
			国庫支出金	特定財源	起 債	一般財源	
県債管理基金 積立金	0	30,907,303	0	0	0	30,907,303	県債管理基金積立金 30,907,303
県税市町交付金	174,912,658	△ 3,132,313	0	0	0	△ 3,132,313	1 利子割交付金 56,717 2 配当割交付金 △ 994,767 3 株式等譲渡所得割交付金 3,077,950 4 地方消費税交付金 △ 7,937,998 5 ゴルフ場利用税交付金 △ 141,120 6 自動車税環境性能割交付金 868,473 7 軽油引取税交付金 14,594 8 分離課税所得割交付金 11,802 9 法人事業税交付金 1,021,001 10 自動車取得税交付金等 891,035
公債費特別 会計へ繰出	266,494,262	△ 2,979,712	0	△ 951,821	0	△ 2,027,891	公債費特別会計繰出金 2,979,712
(地方消費税 清算 特別会計)							
地方消費税 清算金	282,344,000	△ 24,412,115	0	△ 24,412,115	0	0	地方消費税清算金 24,412,115
地方消費税 へ繰出	274,413,000	△ 15,730,723	0	△ 15,730,723	0	0	地方消費税繰出金 15,730,723

(県民生活部)

(単位：千円)

事 項	令和5年度 現計予算額	今回提案額	財 源 内 訳				概 要
			国庫支出金	特定財源	起 債	一般財源	
参画と協働 総合推進費	100,342	1,800	0	1,450	0	350	1 大規模災害ボランティア活動応援プロジェクト事業費（能登半島地震復旧応援枠） 6,000 2 ひょうごボランティアプラザ運営費等 △ 4,200
地域防犯対策 推進費	1,589,894	137,900	134,700	3,500	0	△300	特殊詐欺緊急総合対策事業費等 137,900 [債務負担行為額 1,630,000]

(危機管理部)

(単位：千円)

事 項	令和5年度 現計予算額	今回提案額	財 源 内 訳				概 要
			国庫支出金	特定財源	起 債	一般財源	
被災者支援 対策費	2,531	211,762	112,584	47,371	0	51,807	1 能登半島地震現地支援本部経費 44,111 2 緊急消防援助隊活動経費 112,584 3 被災者支援対策事業費等 55,067
新型コロナ ウイルス感染症 対策費	5,689,000	△ 3,937,642	△ 3,937,642	0	0	0	無症状・軽症患者用宿泊施設確保事業費 △ 3,937,642

(福 祉 部)

(単位：千円)

事 項	令和5年度 現計予算額	今回提案額	財 源 内 訳				概 要
			国庫支出金	特定財源	起 債	一般財源	
生活福祉資金 貸付事業費	51,023	1,686,779	0	1,686,779	0	0	1 生活福祉資金（特例貸付分）貸付原資国庫返納金 1,686,439 2 生活福祉資金（震災分）貸付原資国庫返納金 340
後期高齢者 医療事業費	79,715,180	3,535,135	0	0	0	3,535,135	1 後期高齢者医療給付費県費負担金 2,775,278 2 後期高齢者医療保険基盤安定負担金 87,514 3 後期高齢者医療高額医療費県費負担金 668,794 4 後期高齢者医療審査会運営費等 3,549
介護保険事業 推進費	84,237,796	941,759	4,178,118	△ 2,338,406	0	△ 897,953	1 介護職員等処遇改善支援事業費補助 1,543,000 2 介護給付費県費負担金等 △ 601,241

(保健医療部)

(単位：千円)

事 項	令和5年度 現計予算額	今回提案額	財 源 内 訳				概 要
			国庫支出金	特定財源	起 債	一般財源	
衛生費国庫支出金 返 納 金	25,000	2,777,956	0	0	0	2,777,956	衛生費国庫支出金返納金 2,777,956
新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 策 費	65,895,649	△ 39,218,805	△ 37,678,588	△ 246,490	0	△ 1,293,727	1 入院病床確保事業費補助 △ 27,475,141 2 自宅療養者等フォローアップ体制強化事業費 △ 3,774,001 3 宿泊施設療養体制整備事業費等 △ 7,969,663
保 健 指 導 費	1,136,795	△ 32,290	△ 56,731	△ 15,510	0	39,951	1 出産・子育て世帯支援事業費補助 △ 82,740 2 新生児拡大マスキング事業費 68,000 〔債務負担行為額 68,000〕 3 健康づくり推進事業費等 △ 17,550
地 域 医 療 構 想 推 進 事 業 費	3,233,718	△ 1,817,803	0	△ 1,817,803	0	0	1 病床機能転換・再編統合等支援事業費 △ 1,401,796 2 勤務医働き方改革推進事業費 △ 294,090 3 在宅医療充実強化推進事業費等 △ 121,917

(産業労働部)

(単位：千円)

事 項	令和5年度 現計予算額	今回提案額	財 源 内 訳				概 要
			国庫支出金	特定財源	起 債	一般財源	
中小企業振興 対 策 費	8,303,783	990,128	1,000,000	0	0	△ 9,872	1 ひょうご家計応援キャンペーン事業費 1,463,125 [債務負担行為額 4,366,125] 2 商工行政推進管理調整費等 △472,997
中小企業制度 資 金 貸 付 金	615, 252,207	△105, 768,356	△318,281	△105, 450,075	0	0	中小企業制度資金貸付金等 △105,768,356
観 光 振 興 費	242,759	59,049	64,218	116	0	△ 5,285	1 スキー場周辺地域における誘客促進支援 71,000 2 ひょうご観光本部体制整備・運営支援事業 等 △11,951

(農林水産部)

(単位：千円)

事 項	令和5年度 現計予算額	今回提案額	財 源 内 訳				概 要							
			国庫支出金	特定財源	起 債	一般財源	区 分	現計予算額	今回提案額	計				
公 共 事 業 費	29,236,877	△ 1,700,825	△ 1,257,379	△ 40,186	△ 352,300	△ 50,960								
							区 分	現計予算額	今回提案額	計				
							農 業 農 村	18,055,179	△ 903,888	17,151,291				
							造 林	1,954,000	△ 33,727	1,920,273				
							林 道	835,698	△ 68,698	767,000				
							治 山	4,334,000	△ 285,260	4,048,740				
							漁 港	2,613,000	△ 279,278	2,333,722				
							漁場整備開発	887,000	△ 18,206	868,794				
							経営構造対策	152,000	△ 110,429	41,571				
							林業構造改善	2,000	△ 150	1,850				
							漁業構造改善	404,000	△ 1,189	402,811				
							合 計	29,236,877	△ 1,700,825	27,536,052				
											(県費随伴補助を含む)			
災 害 復 旧 事 業 費	4,879,044	△ 3,530,963	△ 3,494,756	0	△ 72,800	36,593	1 公共農林水産施設災害復旧費							
							区 分	現計予算額	今回提案額	計				
							農 地 災 害	3,993,044	△ 3,237,263	755,781				
							地 す べ り	12,000	△ 12,000	0				
							災 害 林 道	211,000	△ 92,536	118,464				
							森 林 基 幹 道 災 害	160,000	△ 122,000	38,000				
							治 山 施 設 災 害	10,000	△ 10,000	0				
							漁 港 災 害	62,000	△ 58,779	3,221				
							合 計	4,448,044	△ 3,532,578	915,466				
											2 県単独農林水産施設災害復旧費			
							区 分	現計予算額	今回提案額	計				
							農林水産施設 災 害 復 旧	431,000	1,615	432,615				

(環境部)

(単位:千円)

事 項	令和5年度 現計予算額	今回提案額	財 源 内 訳				概 要
			国庫支出金	特定財源	起 債	一般財源	
自動車環境等 対 策 費	502,234	△ 433,005	△ 1,667	△ 418,250	0	△ 13,088	1 最新規制適合車等購入資金融資事業費 △ 330,750 2 自動車NOx・PM法施行費等 △ 102,255
野生動物保護 管 理 費	1,287,519	△ 381,753	△ 325,388	△ 86,940	0	30,575	1 鳥獣害防止総合対策事業費 △ 224,993 2 シカ有害捕獲促進事業費等 △ 156,760

(土木部)

(単位:千円)

事 項	令和5年度 現計予算額	今回提案額	財 源 内 訳				概 要			
			国庫支出金	特定財源	起 債	一般財源				
公 共 事 業 費	61,882,000	△ 1,456,190	△ 405,441	△ 561,346	△ 411,600	△ 77,803	区 分	現計予算額	今回提案額	計
							道路・街路	38,471,000	△ 428,536	38,042,464
							河川・ダム	11,004,000	△ 506,689	10,497,311
							砂 防	7,839,000	△ 144,210	7,694,790
							海岸・港湾	4,568,000	△ 376,755	4,191,245
							計	61,882,000	△ 1,456,190	60,425,810
国 土 強 靱 化 緊急対策事業費	25,467,000	△ 1,651,137	△ 825,640	95,503	△ 921,000	0	区 分	現計予算額	今回提案額	計
							道路・街路	16,158,000	△ 1,657,863	14,500,137
							河川・ダム	4,606,000	△ 24	4,605,976
							砂 防	3,169,000	6,750	3,175,750
							海岸・港湾	1,534,000	0	1,534,000
							計	25,467,000	△ 1,651,137	23,815,863
国直轄事業負担金	10,062,000	△ 86,103	0	0	△ 77,900	△ 8,203	区 分	現計予算額	今回提案額	計
							道 路	5,932,000	△ 674	5,931,326
							河 川	2,335,000	△ 33,646	2,301,354
							砂 防	1,261,000	△ 21,683	1,239,317
							海岸・港湾	534,000	△ 30,100	503,900
							計	10,062,000	△ 86,103	9,975,897
国 直 轄 国 土 強靱化緊急対策 事業負担金	2,604,000	268,700	0	0	268,700	0	区 分	現計予算額	今回提案額	計
							道 路	1,181,000	△ 200	1,180,800
							河 川	999,000	125,400	1,124,400
							砂 防	384,000	0	384,000
							海岸・港湾	40,000	143,500	183,500
							計	2,604,000	268,700	2,872,700
県単独土木事業費	26,385,000	393,393	0	△ 25,083	21,600	396,876	区 分	現計予算額	今回提案額	計
							道路・街路	16,103,300	300,000	16,403,300
							河 川	7,094,000	93,393	7,187,393
							砂 防	843,000	0	843,000
							海岸・港湾	1,931,100	0	1,931,100
							空 港	413,600	0	413,600
							計	26,385,000	393,393	26,778,393
道 路 橋 り ょ う 管 理 費	1,034,894	16,466	1,000	4,749	0	10,717	1	除雪対策事業費	1,000	
							2	道路橋りょう施設管理費等	15,466	

(土木部)

(単位：千円)

事 項	令和5年度 現計予算額	今回提案額	財 源 内 訳				概 要																												
			国庫支出金	特定財源	起 債	一般財源																													
災害復旧事業費	10,155,000	△ 4,421,462	△ 3,340,262	504,065	△ 1,586,600	1,335	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>現計予算額</th> <th>今回提案額</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公共土木施設 災害復旧費</td> <td>9,099,000</td> <td>△ 4,366,132</td> <td>4,732,868</td> </tr> <tr> <td>過 年 災</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>9,099,000</td> <td>△ 4,366,132</td> <td>4,732,868</td> </tr> <tr> <td>県単独土木施設 災害復旧費</td> <td>1,056,000</td> <td>△ 103,118</td> <td>952,882</td> </tr> <tr> <td>国直轄災害復旧 事業負担金</td> <td>0</td> <td>47,788</td> <td>47,788</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>10,155,000</td> <td>△ 4,421,462</td> <td>5,733,538</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	現計予算額	今回提案額	計	公共土木施設 災害復旧費	9,099,000	△ 4,366,132	4,732,868	過 年 災	0	0	0	計	9,099,000	△ 4,366,132	4,732,868	県単独土木施設 災害復旧費	1,056,000	△ 103,118	952,882	国直轄災害復旧 事業負担金	0	47,788	47,788	合 計	10,155,000	△ 4,421,462	5,733,538
区 分	現計予算額	今回提案額	計																																
公共土木施設 災害復旧費	9,099,000	△ 4,366,132	4,732,868																																
過 年 災	0	0	0																																
計	9,099,000	△ 4,366,132	4,732,868																																
県単独土木施設 災害復旧費	1,056,000	△ 103,118	952,882																																
国直轄災害復旧 事業負担金	0	47,788	47,788																																
合 計	10,155,000	△ 4,421,462	5,733,538																																
〔港湾整備事業〕 特別会計 港湾施設管理費	1,403,945	922,247	0	922,247	0	(繰越金) 0	一般会計へ繰出等 922,247																												
公債費特別 会計へ繰出	1,685,972	△ 773,572	0	△ 923,278	0	(繰越金) 149,706	公債費特別会計へ繰出 △ 773,572																												
〔流域下水道〕 事業会計 収益的収支	30,721,174	△ 388,178	0	△ 179,572	0	△ 208,606	1 維持管理費 (1)流域下水道事業 (2)流域下水汚泥広域処理事業 2 減価償却費等 3 支払利息等 △ 333,370 △ 184,326 △ 149,044 △ 33,971 △ 20,837																												
資本的収支	32,808,960	△ 9,560,991	△ 5,659,536	△ 822,239	△ 2,952,400	△ 126,816	1 建設改良費 (1)流域下水道事業 (2)流域下水汚泥広域処理事業 2 企業償還金等 △ 9,472,278 △ 4,156,669 △ 5,315,609 △ 88,713																												

(まちづくり部)

(単位：千円)

事 項	令和5年度 現計予算額	今回提案額	財 源 内 訳				概 要																
			国庫支出金	特定財源	起 債	一般財源																	
公 共 事 業 費	2,481,000	△ 80,149	△ 37,986	△ 1,844	△ 3,400	△ 36,919	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>現計予算額</th> <th>今回提案額</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公 園</td> <td>1,430,000</td> <td>1,195</td> <td>1,431,195</td> </tr> <tr> <td>土地区画整理</td> <td>1,051,000</td> <td>△ 81,344</td> <td>969,656</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2,481,000</td> <td>△ 80,149</td> <td>2,400,851</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	現計予算額	今回提案額	計	公 園	1,430,000	1,195	1,431,195	土地区画整理	1,051,000	△ 81,344	969,656	計	2,481,000	△ 80,149	2,400,851
区 分	現計予算額	今回提案額	計																				
公 園	1,430,000	1,195	1,431,195																				
土地区画整理	1,051,000	△ 81,344	969,656																				
計	2,481,000	△ 80,149	2,400,851																				
国 土 強 靱 化 緊急対策事業費	52,000	△ 1,000	△ 500	△ 250	△ 300	50	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>現計予算額</th> <th>今回提案額</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公 園</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>土地区画整理</td> <td>52,000</td> <td>△ 1,000</td> <td>51,000</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>52,000</td> <td>△ 1,000</td> <td>51,000</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	現計予算額	今回提案額	計	公 園	0	0	0	土地区画整理	52,000	△ 1,000	51,000	計	52,000	△ 1,000	51,000
区 分	現計予算額	今回提案額	計																				
公 園	0	0	0																				
土地区画整理	52,000	△ 1,000	51,000																				
計	52,000	△ 1,000	51,000																				
国直轄事業負担金	165,000	△ 7,483	0	3,860	△ 10,200	△ 1,143	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>現計予算額</th> <th>今回提案額</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公 園</td> <td>165,000</td> <td>△ 7,483</td> <td>157,517</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>165,000</td> <td>△ 7,483</td> <td>157,517</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	現計予算額	今回提案額	計	公 園	165,000	△ 7,483	157,517	計	165,000	△ 7,483	157,517				
区 分	現計予算額	今回提案額	計																				
公 園	165,000	△ 7,483	157,517																				
計	165,000	△ 7,483	157,517																				
国 直 轄 国 土 強靱化緊急対策 事業負担金	77,000	△ 333	0	△ 33	△ 300	0	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>現計予算額</th> <th>今回提案額</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公 園</td> <td>77,000</td> <td>△ 333</td> <td>76,667</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>77,000</td> <td>△ 333</td> <td>76,667</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	現計予算額	今回提案額	計	公 園	77,000	△ 333	76,667	計	77,000	△ 333	76,667				
区 分	現計予算額	今回提案額	計																				
公 園	77,000	△ 333	76,667																				
計	77,000	△ 333	76,667																				
県単独土木事業費	1,117,000	0	0	0	0	0	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>現計予算額</th> <th>今回提案額</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公 園</td> <td>1,117,000</td> <td>0</td> <td>1,117,000</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,117,000</td> <td>0</td> <td>1,117,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>〔債務負担行為額 18,000〕 公園 18,000</p>	区 分	現計予算額	今回提案額	計	公 園	1,117,000	0	1,117,000	計	1,117,000	0	1,117,000				
区 分	現計予算額	今回提案額	計																				
公 園	1,117,000	0	1,117,000																				
計	1,117,000	0	1,117,000																				
災害復旧事業費	100,000	△ 100,000	△ 66,700	0	△ 33,300	0	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>現計予算額</th> <th>今回提案額</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現 年 災</td> <td>100,000</td> <td>△ 100,000</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>100,000</td> <td>△ 100,000</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	現計予算額	今回提案額	計	現 年 災	100,000	△ 100,000	0	計	100,000	△ 100,000	0				
区 分	現計予算額	今回提案額	計																				
現 年 災	100,000	△ 100,000	0																				
計	100,000	△ 100,000	0																				
〔県営住宅事業〕 〔特別会計〕 公営住宅整備費	6,026,728	△ 412,384	△ 634,961	0	234,500	0	県営住宅整備事業費等 △ 412,384																
県 営 住 宅 団 地 環境改善事業費	2,995,240	△ 307,545	△ 139,977	△ 73,675	△ 232,500	138,212	(繰入金) △ 11,923 (繰入金) 395 (繰越金) 高層住宅耐震等改修事業費等 △ 307,545																

(教育委員会)

(単位：千円)

事 項	令和5年度 現計予算額	今回提案額	財 源 内 訳				概 要
			国庫支出金	特定財源	起 債	一般財源	
公立学校情報 通信機器整備 基金積立金	0	3,419,348	3,419,348	0	0	0	GIGAスクール構想加速化基金事業費 3,419,348
高等学校等 就学助成費	8,777,982	△ 452,314	△ 449,651	0	0	△ 2,663	県立高等学校就学支援事業費等 △ 452,314

(企業庁)

(単位：千円)

事 項	令和5年度 現計予算額	今回提案額	財 源 内 訳				概 要
			国庫支出金	特定財源	起 債	一般財源	
水道用水供給 事業会計	21,418,214	△ 599,572	△ 4,000	△ 595,572	0	0	収益の支出 △ 351,912 1 営業費用 △ 384,641 2 営業外費用 32,729 資本の支出 △ 247,660 1 建設改良費 △ 247,660
工業用水道 事業会計	5,612,307	△ 217,768	0	△ 217,768	0	0	収益の支出 △ 79,223 1 営業費用 △ 99,425 2 営業外費用 20,202 資本の支出 △ 138,545 1 建設改良費 △ 138,547 2 企業債償還金 2
水源開発 事業会計	60,727	△ 41,073	0	△ 41,073	0	0	資本の支出 △ 41,073 1 建設改良費 △ 41,073
地域整備 事業会計	5,615,652	2,176,470	△ 13,500	2,189,970	0	0	収益の支出 1,377,299 1 営業費用 2,309,107 2 特別損失 △ 931,808 資本の支出 799,171 1 地域整備費 △ 153,629 2 企業債償還金 952,800
企業資産運用 事業会計	1,341,682	△ 6,967	0	△ 6,967	0	0	収益の支出 △ 6,640 1 営業費用 △ 18,076 2 営業外費用 11,436 資本の支出 △ 327 1 建設改良費 △ 327
地域創生整備 事業会計	856,678	△ 163,706	0	△ 163,706	0	0	収益の支出 ひょうご小野産業団地整備事業 155,131 1 営業費用 △ 6,520 2 営業外費用 126 3 特別損失 161,525 資本の支出 ひょうご小野産業団地整備事業 24,928 1 整備費 24,928 ひょうご情報公園都市第2期整備事業 △ 343,765 1 整備費 △ 343,765

(病 院 局)

(単位：千円)

事 項	令和5年度 現 計 予 算 額	今 回 提 案 額	財 源 内 訳				概 要						
			国庫支出金	特定財源	起 債	一般財源							
(病院事業会計) 収益の収支 (令和4年度2月補正後予算)	173,675,680	333,023	685,541	303,475	△ 464,400	△ 191,593							
区 分	県立10病院 1附属診療所	指定管理病院		病院事業計									
		災害医療 センター	リハビリテー ション2病院										
稼働病床数	3,934床	30床	430床	4,394床									
延患者数	入院患者数	1,128,614人	8,384人	126,960人	1,263,958人								
	(1日平均)	3,084人	23人	347人	3,454人								
外来患者数	外来患者数	1,665,369人	243人	65,152人	1,730,764人								
	(1日平均)	6,853人	1人	268人	7,122人								
事業収益	161,074,228千円	891,216千円 (2,386,319千円)	1,007,243千円 (7,000,457千円)	162,972,687千円									
事業費用	172,110,244千円	891,216千円 (2,372,862千円)	1,007,243千円 (7,012,925千円)	174,008,703千円									
純損益	△ 11,036,016千円	0千円 (13,457千円)	0千円 (△ 12,468千円)	△11,036,016千円									
棚卸しを除いた 決算見込	△ 10,336,016千円	0千円 (13,457千円)	0千円 (△ 12,468千円)	△10,336,016千円									
経常損益	△ 10,458,347千円	0千円 (13,457千円)	0千円 (△ 12,468千円)	△10,458,347千円									
棚卸しを除いた 決算見込	△ 9,758,347千円	0千円 (13,457千円)	0千円 (△ 12,468千円)	△9,758,347千円									
※1 () 書きは指定管理病院の予算を記載													
※2 県立10病院・1附属診療所の事業費用には棚卸し分700,000千円を予算計上													
【県立10病院・1附属診療所経常損益】 (単位：千円)													
病院名	尼崎	西宮	加古川	姫路	丹波	淡路	こころ	こども	がん	粒子線			合計
										粒子線	神戸陽子線	計	
経常損益	△ 1,575,811	△ 1,126,283	△ 1,153,068	△ 2,115,207	△ 972,729	△ 607,383	△ 186,702	△ 216,394	△ 454,775	△ 905,022	△ 444,973	△ 1,349,995	△ 9,758,347
資 本 的 収 支	45,452,809	△ 19,517,762	0	93,589	△ 19,509,500	23,938	(内部留 保資金) △ 125,789		1 建設改良費	△ 19,406,812			
									(1)建設改良工事費	△ 18,235,944			
									①県立西宮総合医療センター (仮称)	整備費			
									②県立がんセンター建替整備費	△ 9,033,999			
									③その他	△ 9,131,145			
									(2)固定資産購入費	△ 1,206,177			
									(3)建設利息	35,309			
									2 企業債償還金	25,860			
									3 投資	△ 136,810			
									(1)粒子線治療料貸付金	△ 57,660			
									(2)医師修学資金貸付金	△ 58,200			
									(3)看護師修学資金貸付金	△ 20,950			

令和 6 年 2 月（定例）

第366回兵庫県議会提出議案関係資料（その4）

（ 予 算 関 係 ）

兵 庫 県

目 次

令和5年度補正予算提案額概計

	頁
1. 総 括	5
2. 一 般 会 計 (第 157 号議案)	
ア 部局別予算提案額	6
イ 経費別予算提案額	7
ウ 歳入予算提案額	8
3. 特 別 会 計 (第 158 号議案)	9
4. 公 営 企 業 会 計 (第 159 号議案)	10
5. 主なものの内訳	
ア 財 務	12
イ 農 林 水 産	13
ウ 企 業 庁	14

令和5年度補正予算提案額概計

1 総括

(単位：千円、%)

区 分		既定予算額	今回提案額	合 計	前年同 期対 比
一 般 会 計	歳 入	2,326,664,261	76,644,000	2,403,308,261	95.0
	歳 出	2,326,664,261	76,644,000	2,403,308,261	95.0
	差 引	0	0	0	—
特 別 会 計	歳 入	1,579,381,547	3,000,000	1,582,381,547	88.9
	歳 出	1,579,381,547	3,000,000	1,582,381,547	88.9
	差 引	0	0	0	—
計	歳 入	3,906,045,808	79,644,000	3,985,689,808	92.5
	歳 出	3,906,045,808	79,644,000	3,985,689,808	92.5
	差 引	0	0	0	—
公 営 企 業 会 計	歳 入	264,611,500	21,786,217	286,397,717	108.4
	歳 出	289,577,359	33,906,154	323,483,513	112.0
	差 引	△ 24,965,859	△ 12,119,937	△ 37,085,796	—
合 計	歳 入	4,170,657,308	101,430,217	4,272,087,525	93.4
	歳 出	4,195,623,167	113,550,154	4,309,173,321	93.7
	差 引	△ 24,965,859	△ 12,119,937	△ 37,085,796	—

※補正前の額は、第135～156号議案の提案額を含む

2 一 般 会 計
ア 部局別予算提案額

(単位：千円、%)

区 分	既定予算額	今回提案額	財 源 内 訳				計	前年同期 対 比
			国庫支出金	特 定 財 源	起 債	一 般 財 源		
総 務	63,316,390	0	0	0	0	0	63,316,390	99.7
企 画	7,654,567	0	0	0	0	0	7,654,567	79.1
財 務	516,661,301	32,044,000	0	76,644,000	0	△ 44,600,000	548,705,301	88.5
県 民 生 活	8,577,999	0	0	0	0	0	8,577,999	139.3
危 機 管 理	7,369,958	0	0	0	0	0	7,369,958	50.3
福 祉	377,223,613	0	0	0	0	0	377,223,613	100.1
保 健 医 療	86,754,284	0	0	0	0	0	86,754,284	41.7
産 業 労 働	538,473,637	0	0	0	0	0	538,473,637	104.8
農 林 水 産	83,475,081	44,600,000	0	0	0	44,600,000	128,075,081	144.9
環 境	3,599,634	0	0	0	0	0	3,599,634	90.1
土 木	153,209,391	0	0	0	0	0	153,209,391	104.8
まちづくり	14,095,744	0	0	0	0	0	14,095,744	103.5
教育委員会	323,929,079	0	0	0	0	0	323,929,079	100.1
警 察	138,566,996	0	0	0	0	0	138,566,996	100.7
行政委員会等	3,756,587	0	0	0	0	0	3,756,587	98.2
歳入振替	0	0	0	0	0	0	0	—
合 計	2,326,664,261	76,644,000	0	76,644,000	0	0	2,403,308,261	95.0

※補正前の額は、第135号議案の提案額を含む

イ 経費別予算提案額

(単位：千円、%)

区 分	既定予算額	今回提案額	財 源 内 訳				計	前年同期 対 比
			国庫支出金	特 定 財 源	起 債	一 般 財 源		
I 一 般 行 政 経 費	1,781,137,945	41,600,000	0	0	0	41,600,000	1,822,737,945	95.9
(1) 人 件 費	440,897,289	0	0	0	0	0	440,897,289	97.1
職員給等	423,563,470	0	0	0	0	0	423,563,470	100.8
退職手当	17,333,819	0	0	0	0	0	17,333,819	50.7
(2) 物 件 費	14,897,149	0	0	0	0	0	14,897,149	74.3
(3) そ の 他	1,325,343,507	41,600,000	0	0	0	41,600,000	1,366,943,507	95.9
II 投 資 的 経 費	212,792,970	0	0	0	0	0	212,792,970	103.2
(1) 普通建設事業費	205,700,598	0	0	0	0	0	205,700,598	100.0
(イ) 補助事業	124,614,421	0	0	0	0	0	124,614,421	101.2
(ロ) 単独事業	67,640,116	0	0	0	0	0	67,640,116	96.9
(ハ) 国直轄負担金	13,446,061	0	0	0	0	0	13,446,061	104.9
(2) 災害復旧事業費	7,092,372	0	0	0	0	0	7,092,372	1,419.0
(イ) 補助事業	5,649,949	0	0	0	0	0	5,649,949	1,458.2
(ロ) 単独事業	1,394,635	0	0	0	0	0	1,394,635	4,988.1
(ハ) 国直轄負担金	47,788	0	0	0	0	0	47,788	56.6
III 公 債 費	263,514,550	0	0	76,644,000	0	△ 76,644,000	263,514,550	99.0
IV 繰 出 金	69,218,796	35,044,000	0	0	0	35,044,000	104,262,796	66.2
歳 入 振 替	0	0	0	0	0	0	0	—
合 計	2,326,664,261	76,644,000	0	76,644,000	0	0	2,403,308,261	95.0

※補正前の額は、第135号議案の提案額を含む

ウ 歳入予算提案額

(単位：千円、%)

区 分	既定予算額	今回提案額	計	前年同期 対 比
県 税	814,604,909	0	814,604,909	101.6
(1) 普 通 税	814,570,299	0	814,570,299	101.6
(2) 目 的 税	34,610	0	34,610	97.5
地 方 譲 与 税	107,839,681	0	107,839,681	100.4
(1) 特別法人事業譲与税	103,024,862	0	103,024,862	100.3
(2) 地方揮発油譲与税	3,576,401	0	3,576,401	100.2
(3) 石油ガス譲与税	106,288	0	106,288	93.2
(4) 自動車重量譲与税	680,243	0	680,243	106.8
(5) 森林環境譲与税	188,264	0	188,264	100.1
(6) 航空機燃料譲与税	263,623	0	263,623	107.6
地 方 特 例 交 付 金	3,059,944	0	3,059,944	93.0
地 方 交 付 税	363,567,582	0	363,567,582	103.7
(1) 普 通 交 付 税	359,434,582	0	359,434,582	103.9
(2) 特 別 交 付 税	4,133,000	0	4,133,000	93.2
臨 時 財 政 対 策 債	25,674,400	0	25,674,400	54.2
調 整 債	7,872,000	0	7,872,000	皆増
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	1,386,000	0	1,386,000	94.3
繰 越 金	22,794,313	0	22,794,313	104.7
計 (一般財源)	1,346,798,829	0	1,346,798,829	101.0
分 担 金 及 び 負 担 金	5,379,903	0	5,379,903	119.8
使 用 料 及 び 手 数 料	19,281,683	0	19,281,683	99.6
国 庫 支 出 金	242,565,558	0	242,565,558	63.7
財 産 収 入	2,894,886	0	2,894,886	141.4
寄 附 金	535,180	0	535,180	94.7
繰 入 金	44,840,183	76,644,000	121,484,183	74.8
諸 収 入	548,447,039	0	548,447,039	106.9
県 債	115,921,000	0	115,921,000	102.2
合 計	2,326,664,261	76,644,000	2,403,308,261	95.0

※補正前の額は、第135号議案の提案額を含む

3 特 別 会 計

(単位：千円、%)

区 分	既定予算額	今回提案額	財 源 内 訳					計	前年同 期対 比
			国庫支出金	一 般 会 計 等 か ら 繰 入	特 定 財 源	起 債	繰 越 金		
県有環境林等	7,165,566	0	0	0	0	0	0	7,165,566	49.6
港湾整備事業	3,615,092	0	0	0	0	0	0	3,615,092	67.3
公共事業用地 先行取得事業	0	0	0	0	0	0	0	0	皆減
県営住宅事業	27,657,160	0	0	0	0	0	0	27,657,160	90.8
勤労者総合福祉 施設整備事業	1,940,562	0	0	0	0	0	0	1,940,562	89.8
庁用自動車管理	146,057	0	0	0	0	0	0	146,057	87.1
公 債 費	504,571,164	0	0	0	0	0	0	504,571,164	91.3
自治振興助成事業	1,062,923	0	0	0	0	0	0	1,062,923	85.5
母子父子寡婦 福祉資金	320,231	0	0	0	0	0	0	320,231	100.2
小規模企業者等 振興資金	6,302,795	0	0	0	0	0	0	6,302,795	250.3
農林水産資金	624,903	3,000,000	0	3,000,000	0	0	0	3,624,903	311.6
地方消費税清算	516,614,162	0	0	0	0	0	0	516,614,162	96.9
国民健康保険事業	509,360,932	0	0	0	0	0	0	509,360,932	99.8
合 計	1,579,381,547	3,000,000	0	3,000,000	0	0	0	1,582,381,547	88.9

※補正前の額は、第136～148号議案の提案額を含む

4 公 営 企 業 会 計

(単位：千円、%)

区 分		病 院 事 業	水 道 用 水 工 業 用 水 源 開 発 地 域 整 備 企 業 資 産 地 域 創 生 流 域 下 水 道 業	水 道 用 水 工 業 用 水 源 開 発 地 域 整 備 企 業 資 産 地 域 創 生 流 域 下 水 道 業	水 道 用 水 工 業 用 水 源 開 発 地 域 整 備 企 業 資 産 地 域 創 生 流 域 下 水 道 業	水 道 用 水 工 業 用 水 源 開 発 地 域 整 備 企 業 資 産 地 域 創 生 流 域 下 水 道 業	水 道 用 水 工 業 用 水 源 開 発 地 域 整 備 企 業 資 産 地 域 創 生 流 域 下 水 道 業	水 道 用 水 工 業 用 水 源 開 発 地 域 整 備 企 業 資 産 地 域 創 生 流 域 下 水 道 業	水 道 用 水 工 業 用 水 源 開 発 地 域 整 備 企 業 資 産 地 域 創 生 流 域 下 水 道 業	計	前 年 同 期 比
収 入	既定予算額	174,008,703	14,460,442	3,350,785	—	4,328,875	1,283,566	175,846	30,332,996	227,941,213	102.5
	今回提案額	0	0	0	—	1,862,154	0	0	0	1,862,154	—
	合 計	174,008,703	14,460,442	3,350,785	—	6,191,029	1,283,566	175,846	30,332,996	229,803,367	100.1
支 出	既定予算額	162,972,687	15,799,919	4,127,098	—	4,386,255	1,405,354	7,451	30,730,736	219,429,500	100.6
	今回提案額	0	0	0	—	2,096,485	0	0	0	2,096,485	—
	合 計	162,972,687	15,799,919	4,127,098	—	6,482,740	1,405,354	7,451	30,730,736	221,525,985	98.7
差引収支不足額		△ 11,036,016	1,339,477	776,313	—	291,711	121,788	△ 168,395	397,740	△ 8,277,382	—
資 本 予 算	既定予算額	25,935,047	6,358,200	2,043,754	19,654	3,463,247	51,149	517,126	23,247,969	61,636,146	118.0
	今回提案額	0	0	0	0	32,044,000	0	0	0	32,044,000	—
	合 計	25,935,047	6,358,200	2,043,754	19,654	35,507,247	51,149	517,126	23,247,969	93,680,146	158.2
収 入	既定予算額	21,197,311	419,122	2,769	19,654	78,752	205,322	71,003	23,188,067	45,182,000	113.0
	今回提案額	0	0	0	0	19,689,732	0	0	0	19,689,732	—
	合 計	21,197,311	419,122	2,769	19,654	19,768,484	205,322	71,003	23,188,067	64,871,732	163.1
差引収支不足額		△ 4,737,736	△ 5,939,078	△ 2,040,985	0	△ 15,738,763	154,173	△ 446,123	△ 59,902	△ 28,808,414	—
合 計	既定予算額	199,943,750	20,818,642	5,394,539	19,654	7,792,122	1,334,715	692,972	53,580,965	289,577,359	105.4
	今回提案額	0	0	0	0	33,906,154	0	0	0	33,906,154	—
	合 計	199,943,750	20,818,642	5,394,539	19,654	41,698,276	1,334,715	692,972	53,580,965	323,483,513	112.0
収 入	既定予算額	184,169,998	16,219,041	4,129,867	19,654	4,465,007	1,610,676	78,454	53,918,803	264,611,500	102.5
	今回提案額	0	0	0	0	21,786,217	0	0	0	21,786,217	—
	合 計	184,169,998	16,219,041	4,129,867	19,654	26,251,224	1,610,676	78,454	53,918,803	286,397,717	108.4
差引収支不足額		△ 15,773,752	△ 4,599,601	△ 1,264,672	0	△ 15,447,052	275,961	△ 614,518	337,838	△ 37,085,796	—

※補正前の額は、第149～156号議案の提案額を含む

5 主なものの内訳

(財務部)

(単位：千円)

事 項	令和5年度 現計予算額	今回提案額	財 源 内 訳				概 要
			国庫支出金	特定財源	起 債	一般財源	
公債費特別 会計へ繰出	263,514,550	0	0	76,644,000	0	△ 76,644,000	公債費特別会計繰出金 0
地域整備事業 会計へ繰出	83,208	32,044,000	0	0	0	32,044,000	地域整備事業会計繰出金 32,044,000

(農林水産部)

(単位：千円)

事 項	令和5年度 現計予算額	今回提案額	財 源 内 訳				概 要
			国庫支出金	特定財源	起 債	一般財源	
県債管理基金 積立金	0	41,600,000	0	0	0	41,600,000	県債管理基金積立金 41,600,000
農林水産資金 特別会計へ繰出	614,145	3,000,000	0	0	0	3,000,000	農林水産資金特別会計繰出金 3,000,000
〔農林水産資金〕 〔特別会計〕 造林資金 損失てん補金	0	3,000,000	0	(繰入金) 3,000,000	0	0	造林資金損失てん補金 3,000,000

(企業庁)

(単位：千円)

事 項	令和5年度 現計予算額	今回提案額	財 源 内 訳				概 要	
			国庫支出金	特定財源	起 債	一般財源		
地 域 整 備 事 業 会 計	7,792,122	33,906,154	0	33,906,154	0	0	収益的支出 1 営業費用 資本的支出 1 他会計からの長期借入金償還金	1,862,154 1,862,154 32,044,000 32,044,000

令和6年2月(定例)

第366回兵庫県議会提出議案関係資料(その5)

(条例等関係)

兵庫県

目 次

總 務 關 係	3
健 康 福 祉 關 係	5
產 業 勞 働 關 係	7
農 政 環 境 關 係	8
建 設 關 係	9
文 教 關 係	30
警 察 關 係	45

総 務 関 係

第160号議案 公立学校教職員の特殊勤務手当に関する条例及び職員の特 殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

第1 制定の理由

国における特殊勤務手当の運用に鑑み、災害により生じた事態に対処するための作業に従事した職員に対して支給する特殊勤務手当について、対象となる職員及び作業の範囲を広げる等所要の整備を行う。

第2 制定の概要

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正

(1) 水防災害応急作業手当の名称を災害応急作業等手当に改める（第3条、第31条の2及び附則第12項関係）。

(2) 災害応急作業等手当は、職員（アからウまでに掲げる作業にあつては、知事が指定する行政機関に勤務する職員。（4）において同じ。）が次に掲げる作業に従事したときに、その者に対して支給するものとする（現行：アに掲げる作業のみが対象）（第31条の2関係）。

ア 道路、河川の堤防等（以下「堤防等」という。）のうち豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある堤防等において行う巡回監視（以下「堤防等巡回監視」という。）又は当該堤防等における重大な災害の発生した箇所若しくは発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業若しくは応急作業のための災害状況の調査（以下「応急作業等」という。）

イ 噴火により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において災害対策基本法の規定に基づき居住者等が避難のための立退きを指示された地域又は同法の規定に基づき設定された警戒区域で行う災害状況の調査、巡回監視、工事の監督又は測量若しくは測量の監督等の作業

ウ 異常な自然現象若しくは大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う災害警備、遭難者の救助又は通信施設の臨時設置、運用若しくは保守

エ 異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策基本法に規定する都道府県災害対策本部又は市町村災害対策本部が設置された他の地方公共団体に派遣されて行う関係行政機関等との災害応急対策に係る連絡調整の作業のうち知事が指定するもの

オ アからエまでに掲げる作業に相当するものとして知事が指定する作業

(3) 災害応急作業等手当の額は、(2)の作業に従事した日1日につき、次に掲げる作業の区分に応

じ、それぞれ次に定める額とする（第31条の2関係）。

ア 堤防等巡回監視又は堤防等巡回監視に相当するものとして知事が指定する作業 450円

イ 応急作業等又は応急作業等に相当するものとして知事が指定する作業 650円

ウ (2)イに掲げる作業又は当該作業に相当するものとして知事が指定する作業 650円

エ (2)ウに掲げる作業又は当該作業に相当するものとして知事が指定する作業 530円

オ (2)エに掲げる作業又は当該作業に相当するものとして知事が指定する作業 450円

(4) 職員が(2)の作業のうち次に掲げる作業に従事した場合における災害応急作業等手当の額は、(3)にかかわらず、(3)の額に次に掲げる作業に従事した日1日につきそれぞれ次に定める額（同じ日にアに掲げる作業及びウに掲げる作業に従事した場合又はウの区域内におけるアに掲げる作業に従事した場合にあってはアに定める額とウに定める額との合計額とし、同じ日にイに掲げる作業及びウに掲げる作業に従事した場合又はウの区域内におけるイに掲げる作業に従事した場合にあってはイに定める額とウに定める額との合計額とする。）を加算した額とする（第31条の2関係）。

ア 夜間（日没時から日出時までの間をいう。）における(3)ア又はイに掲げる作業 600円

イ 知事が著しく危険であると認める(3)エに掲げる作業 (3)エに定める額の100分の100に相当する額

ウ 知事が著しく危険であると認める区域内における作業 次に掲げる作業の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) (3)アに掲げる作業 (3)アに定める額の100分の100に相当する額

(イ) (3)イに掲げる作業 (3)イに定める額の100分の100に相当する額

(ウ) (3)ウに掲げる作業 (3)ウに定める額の100分の100に相当する額

(エ) (3)エに掲げる作業 (3)エに定める額の100分の100に相当する額

(5) その他規定の整備を行う（附則第8項関係）。

第3 施行期日等

(1) 施行期日

公布の日

(2) 適用区分

令和6年1月1日から適用する。

(3) 特殊勤務手当の内払

改正前の職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づき支給された特殊勤務手当は、第2の2(2)による特殊勤務手当の内払とみなすものとする。

健 康 福 祉 関 係

第163号議案 兵庫県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

1 制定の理由

- (1) 県は、兵庫県病院事業の設置等に関する条例（以下「条例」という。）において、病院の利用者から徴収する料金の額を定めている。
- (2) 条例別表で定める料金（診療報酬を除く個別料金。以下「料金」という。）の額は課税又は非課税の区分を設けていないことから、料金を明確化し、利用者の利便性の向上を図るため、消費税が課される場合と課されない場合における料金の額を区別して記載する等所要の整備を行う。

2 制定の概要

- (1) 特別病室の室料について、消費税が課される場合と課されない場合における料金の額を区別して記載する（別表第1及び別表第3関係）。
- (2) 入院時食事療養料並びに健康保険法の規定に基づく厚生労働大臣の定め又は高齢者の医療の確保に関する法律に規定する療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準に掲げるものの料金で健康保険法その他の社会保険に関する法令の適用を受けない場合の料金及び健康診断の料金を徴収する場合において、消費税が課されるときにおける料金の額は、金額の欄に掲げる額に100分の110を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とすることを明記する（別表第1から別表第3まで関係）。

3 施行期日

公布の日

第169号議案 損害賠償額の決定

県立尼崎総合医療センター医療事故に係る損害賠償請求事件の損害賠償の額を次のとおり定めようとする。

1 事件の概要

令和3年9月、路上で転倒の状態で見送られ、尼崎総合医療センターへ救急搬送された。意識障害のため人工呼吸器管理を実施、また、呼吸不全のため気管切開術を施行した。10月にリハビリ目的で転院後、状態は回復し、11月に気管孔閉鎖のため、同センターへ再入院した。

同年12月、気管孔を塞ぎ自然呼吸に切り替えたが、血中酸素濃度の低下と呼吸苦等が見られたため、閉鎖を一時延期とした。同日、昼食の配膳時は容体に異変は見られなかったが、主治医が検査目的で訪室したところ、心肺停止状態で発見された。直ちに心肺蘇生を行い、心拍再開するも、低酸素脳症により意識回復見込みなしと診断された。生体情報モニターの履歴を確認したところ、血中酸素濃度の低下を知らせるアラーム音への対応漏れ及びモニターの波形消失の見落としが判明した。

その後意識が回復することなく、令和5年2月、同センターで死亡した。

当該医療事故に関し、患者遺族と兵庫県の間で損害賠償の協議を行い、検討した結果、下記の額で和解することとした。

2 損害賠償の額

21,500,000円

産 業 労 働 関 係

第161号議案 国際人材育成基金条例

1 制定の理由

高等学校の生徒をはじめとする若者に対する海外への留学の支援その他の支援を行うことにより国際社会で活躍することができる人材を育成する事業（以下「国際人材育成事業」という。）の資金に充てるため、国際人材育成基金（以下「基金」という。）を設置する。

2 制定の概要

(1) 設置（第1条関係）

県は、国際人材育成事業の資金に充てるため、基金を設置する。

(2) 積立額（第2条関係）

基金として積み立てる額は、次に掲げる額とする。

ア 予算で定める額

イ 基金から生ずる収入額

(3) 管理（第3条関係）

基金に属する現金は、金融機関への預金その他确实有利な方法により保管するものとする。

(4) 処分（第4条関係）

基金は、国際人材育成事業の財源に充てる場合に限り、処分することができるものとする。

(5) 繰替運用（第5条関係）

知事は、財政上必要があると認めるときは、确实な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができるものとする。

(6) 補足（第6条関係）

この条例に定めるもののほか、基金の管理に関して必要な事項は、規則で定める。

3 施行期日

公布の日

農 政 環 境 関 係

第164号議案 県が行う建設事業についての市町負担額の決定

県が行うため池等整備事業は市町が受益するものであるので、当該建設事業に要する経費のうち令和5年度に県が負担する経費の一部を、次のとおり当該市町の負担とする。

事業名	市町名	負担額
ため池等整備事業	南あわじ市	工事費に100分の14を乗じて得た額

建設関係

第165号議案 阪神高速道路株式会社が行う兵庫県道高速大阪池田線等の事業の変更についての同意

阪神高速道路（兵庫県道高速大阪池田線等）において、令和6年度から新たな料金体系を導入するにあたり、阪神高速道路株式会社（以下「会社」という。）から事業変更の同意申請があったため、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第3条の規定により同意しようとする。

1 基本料金及び特別の措置における割引の変更

(1) 変更の概要

① 上限料金の見直し 例) 普通車の上限料金を1,320円から1,950円に見直し

対距離料金制を基本とした公平な料金体系の実現に向けて、上限料金を見直し

車種区分	上限料金	
	現行	変更後
軽自動車等	1,090円 (993.0912)	1,590円 (1448.88)
普通車	1,320円 (1203.8640)	1,950円 (1773.60)
中型車	1,560円 (1414.6368)	2,310円 (2098.32)
大型車	2,080円 (1888.8756)	3,110円 (2828.94)
特大車	3,350円 (3048.1260)	5,080円 (4614.90)

() は税抜表示

② 事業者向け大口・多頻度割引の割引率の拡充 下線部適用時、最大割引率が45%(10%拡充)

【令和14年3月31日まで】

ア) 車両単位割引

月額利用金額^{※1}に応じて適用する車両単位の割引率を下表1に変更。加えて、特定路線^{※2}のみの通行に係る月間利用金額^{※1}に応じて適用する車両単位の割引率を下表2に変更

※1 通行料金を支払うETC車が使用するETCコーポレートカード1枚ごとに徴収する料金の額の1ヶ月の合計額

※2 県内特定対象路線 3号神戸線（月見山～摩耶）、5号湾岸線、7号北神戸線、31号神戸山手線

表1

月間利用額区分	割引率	
	現行	変更後
5,000円以下の部分	0%	0%
5,000円超～10,000円以下の部分	10%	10%
10,000円超～30,000円以下の部分	15%	20%
30,000円を超える部分	20%	<u>25%</u>

表2

月間利用額区分	割引率	
	現行	変更後
10,000円以下の部分	0%	0%
10,000円を超える部分	5%	<u>10%</u>

イ) 契約単位割引 現行のとおり

契約単位の月間利用額の合計額が100万円を超え、かつ、1台当たりの月間平均利用額が5,000円を超える場合に、10%の割引率を適用

③神戸都心流入割引 大阪北部方面を拡充。明石方面は現行のとおり
 【令和14年3月31日まで】

大阪北部方面(名神高速吹田JCT以遠)から神戸都心部へ流入する場合に、3号神戸線を避けて中国道・7号北神戸線を経由する料金を経路によらず起終点間の最安料金と同一料金に割引(流出の場合も同様)

【区間例：名神高速茨木 IC ⇔ 3号神戸線京橋 IC】

区間	経路	距離	現行	変更後
茨木 ⇔ 京橋	名神高速・ 3号神戸線経由 (都心経由)	40.9km	1,760円	1,760円
	中国道・ 7号北神戸線経由 (都心迂回)	53.9km	2,190円	1,760円 (▲430円)

④神戸都心迂回利用割引 新規導入

第二神明伊川谷JCT以遠⇔名神高速吹田JCT以遠等を通行する場合に、神戸都心部を避けて7号北神戸線・中国道を利用する料金を経路によらず起終点間の最安料金に割引

【区間例：第二神明大久保 IC ⇔ 名神高速茨木 IC】

区間	経路	距離	現行	変更後
大久保 ⇔ 茨木	3号神戸線・ 名神高速経由 (都心経由)	69.3km	2,530円	2,530円
	7号北神戸線・ 中国道経由 (都心迂回)	69.5km	2,650円	2,530円 (▲120円)

⑤深夜割引の導入 新規導入

午前0時から午前4時までの間に阪神高速道路の入口を通過する自動車に対して、20%の割引率を適用

(参考) その他の割引等 現在適用されているその他の割引(以下)は継続 障害者割引 … 障害者(同乗含む。)の利用に5割引適用 環境ロードプライシング割引 … 5号湾岸線を利用する大型車に3割引等適用 短距離区間利用割引 … 1区間 4.3km以下の利用に下限料金適用	他
--	---

(2) 導入期日

令和6年6月1日以降、会社が別に定める日から実施

2 料金の徴収期間の延長

平成26年からの点検強化等により必要となった道路構造物の更新工事の財源を確保するため、料金の徴収期間を「令和44年9月18日まで」から「令和53年3月31日まで」に延長

第166号議案 ひょうごインフラ整備基本方針の改定

「躍動する兵庫」の実現に向け、「ひょうごビジョン 2050」に描く「強靱で持続可能な社会」をめざしたインフラ整備を推進するため、基本方針を策定する。

第1部 インフラを取り巻く社会情勢等

第1章 方針の基本的事項等

1. 基本的事項

(1) 目標年次

2050年度（令和32年度）（「ひょうごビジョン2050」）

(2) 対象事業

土木部・まちづくり部・農林水産部所管のインフラ整備事業

(3) 対象施設

道路、街路、交通安全施設、道路保全、河川（ダム含む）、砂防、港湾、海岸、下水道、空港、公園、県住、農道、治山、ため池、ほ場、林道、漁港、漁港海岸、農地海岸

(4) 財政フレーム

持続可能な行財政基盤の確立に向け策定された県政改革方針の財政フレームを遵守

(5) 基本方針の具体化

長期視点の基本方針に基づき、計画的に透明性を確保し事業を推進するため、今後10年間の具体的な事業^{*}を示した、ひょうごインフラ整備プログラムを策定

※総事業費1億円以上の県事業（維持修繕事業・災害復旧事業・国直轄事業を除く）

2. インフラを取り巻く社会情勢

(1) 兵庫県の人口減少と高齢化率

(2) 兵庫県の人口偏在の拡大

(3) インフラ整備の担い手不足の深刻化

(4) 激甚化・頻発化する豪雨災害

(5) 切迫する南海トラフ地震

(6) 高規格道路ネットワーク形成の需要の増大

(7) インフラ施設の老朽化の進行

(8) グリーン社会の実現に向けた動き

(9) インフラ分野におけるデジタル技術活用の加速

(10) 通学路等の生活道路の安全性確保に対するニーズの高まり

第2部 今後のインフラ整備の取り組み

第1章 基本方針

人口減少やカーボンニュートラルなど社会変化の潮流を前提として、強靱で持続可能な社会の礎となるインフラの構築に向け、「Ⅰ.防災・減災、Ⅱ.経済、Ⅲ.持続、Ⅳ.生活」を視点とし、限られた予算の中、より一層、選択と集中の徹底を図り、計画的に整備を推進する。

第2章 施策の概要

Ⅰ.「防災・減災」：防災・減災対策による自然災害に強い社会の実現

激甚化・頻発化する豪雨災害や切迫する南海トラフ地震等に対し、県民が安心して暮らすことができ、自然災害に強い社会を実現できるよう、インフラを整備

1. 切迫する大規模地震に備える地震・津波対策

東日本大震災や能登半島地震で改めて地震・津波対策の重要性が認識される中、南海トラフ地震等に対する津波対策や橋梁の耐震化等を着実に推進

(1) 津波対策の推進

(2) 道路防災の推進

2. 頻発する風水害に備える総合的な治水対策

風水害が激甚化・頻発化していることを踏まえ、河川の事前防災対策や高潮対策等を重点的に推進

(1) 河川の事前防災対策の推進

(2) 高潮対策の推進

(3) ため池等の防災対策の推進

3. 土砂災害対策

人家等の保全のため、治山ダムや砂防堰堤等の重点整備を推進

(1) 山地防災・土砂災害対策の推進

(2) 堆積土砂撤去の推進

4. 発災後の迅速な復旧・復興を支える緊急輸送道路等の機能強化

災害発生後の初期段階から交通の確保が可能となるよう緊急輸送道路等の整備を集中的に推進

(1) 緊急輸送道路等の機能強化

(2) 高規格道路ミッシングリンク解消等による道路ネットワークの強化(Ⅱ-1再掲)

5. 減災のための情報発信

河川氾濫、土砂災害や高潮被害が懸念される際に、県民や市町が的確に避難判断や行動ができるよう、災害危険情報をより一層充実し、より使いやすく親しみやすいサイトを目指す。さらには、常に進歩するインフラ分野のDXの動向に注視しながら最新のデジタル技術を活用し、防災減災情報の高度化によるシステムの改善に努める。

(1) 市町の警戒避難活動に役立つ予測システムの構築・活用(市町向け)

(2) 県民の自主避難活動に役立つ情報の提供(県民、市町向け)

6. 災害復旧

激甚化・頻発化する豪雨災害等において発生した、河川堤防決壊や道路斜面崩壊等の被災施設について、早期の災害復旧に取り組む。

II. 「経済」：経済成長の実現

人・モノ・投資を呼び込み、持続的な経済成長が実現できるよう、物流・産業・交流の支えとなる道路ネットワーク整備や港湾の機能強化等のインフラを整備

1. 高規格道路ネットワークの充実強化

県土の骨格を形成し、県全体の発展基盤となる基幹道路八連携軸を構成する高規格道路ネットワークの早期整備を推進

- (1) 高規格道路の整備推進
- (2) 高規格道路の利活用の推進

2. 港湾の機能強化・利用促進

物流・産業・交流を支える港湾の機能強化を図るとともに、港湾施設の計画的な更新・新設など港湾の利活用を推進

- (1) 港湾の機能強化
- (2) 港湾の利用促進

3. 空港の有効活用・利便性向上

関西のさらなる発展を支える航空ネットワークの構築をめざして、関西3空港およびコウノトリ但馬空港の利活用を促進

- (1) 航空需要を取り込みのための関西3空港の利用促進
- (2) コウノトリ但馬空港の利活用促進

4. 大阪湾ベイエリアの活性化

人口・産業の集積や充実した交通インフラなど、新時代の成長エンジンのコアとして高いポテンシャルを持つ大阪湾ベイエリアに人・モノ・投資を呼び込むため、観光・交流機能や産業機能の強化を推進

- (1) 尼崎フェニックス事業用地の利活用
- (2) 港への旅客船の受け入れ環境の向上
- (3) スーパーヨット誘致の促進

5. 農林水産基盤の整備

基幹産業として持続的に発展する農林水産業の展開のため、効率的な農業生産基盤の確立、資源循環型林業の構築、漁業生産活動を支える拠点施設の整備を推進

- (1) 農業基盤の整備
- (2) 林業基盤の整備
- (3) 水産基盤の整備

Ⅲ. 「持続」：老朽化対策や脱炭素化への取り組み等による持続可能な社会の実現

持続可能な社会を実現できるよう、施設の計画的な老朽化対策、地域のニーズ等に応じた施設の統廃合、播磨臨海地域のカーボンニュートラル、インフラ分野のDX等を推進

1. 計画的・効率的な老朽化対策

インフラ施設の機能を維持するため、計画的な老朽化対策や適切な維持管理を推進

- (1) 老朽化対策の実施
- (2) 施設の統廃合
- (3) 安全安心な日常維持管理の実施

2. 官民連携（参画と協働による維持管理）

「ひょうごアドプト」など、地域住民が主体となって実施する草刈り等の軽易な維持管理や美化活動を支援する。

3. カーボンニュートラルの実現

インフラ分野の脱炭素化等によりグリーン社会の実現を目指すため、港湾における脱炭素化に向けたカーボンニュートラルレポートの形成や下水道の汚泥エネルギーの有効利用、生物多様性の確保に向けた取組等を推進

- (1) カーボンニュートラルレポートの形成
- (2) 下水汚泥エネルギーの有効利用
- (3) 生物多様性の確保
- (4) ブルーカーボン生態系の保全と再生

4. インフラDX（デジタルトランスフォーメーション）の推進

インフラ分野のデジタル化・スマート化を推進し、i-Constructionによる建設現場のさらなる生産性向上や、整備・維持管理の高度化、さらには、デジタル社会に適応した働き方改革などに取り組む。また、国のインフラ分野のDXアクションプランのネクスト・ステージへの分野網羅的・組織横断的な取り組みなどを見据えながら、デジタル技術の更なる活用に努める。

5. 持続可能な建設業

インフラ整備の主軸を担う建設企業などの健全な育成を推進

Ⅳ. 「生活」：安全安心で住みやすい県民生活の実現

高齢者や子供など全ての県民が安全に安心して暮らせるよう、必要なインフラを整備・確保

1. 安全安心な暮らしの実現

県民の安全安心な暮らしの実現を目指し、歩行者や自転車の通行空間の確保や水上オートバイの危険行為の対策強化を推進

- (1) 歩行者の安全・安心な通行空間の確保
- (2) 自転車の安全で快適な通行空間の確保
- (3) 水上オートバイによる危険行為等の対策強化

2. 地域の交流・日々の暮らしを支える道路整備

高規格道路を補完する幹線道路の整備や良好な市街地の形成を図る街路網の整備、円滑な交通流を確保する渋滞対策などを推進

- (1) 地域の個性ある発展を支える幹線道路網の整備
- (2) 街路網の整備推進
- (3) 渋滞対策の推進
- (4) 問題踏切の解消
- (5) 生活道路の整備推進

3. 県民の移動を支える公共交通の維持・活性化

豊かで活力ある県民生活を支える持続可能で安全・安心な公共交通ネットワークの構築を促進

- (1) 鉄道の利便性向上・利用促進
- (2) 生活交通の維持・活性化

4. 都市の環境改善

「防災」、「安全・快適」、「景観・観光」の観点から無電柱化を推進するとともに、快適で賑わいのある親水空間の創出や自然環境の保全と再生を推進

- (1) 無電柱化の推進
- (2) 環境整備の推進

5. 安心・快適な都市基盤の整備

「活力あふれる地域づくり」「子育て」「環境との共生」「安全安心な地域づくり」「持続可能なパークマネジメント」を掲げ、都市公園の整備を推進

6. 中心市街地等の活性化

賑わいや交流の都市機能整備による中心市街地の活性化、都市の防災機能の向上による安全な市街地の形成等を図るため、市街地整備事業を推進

- (1) 市街地再開発事業の推進
- (2) 土地区画整理事業の推進

7. 良好な居住機能の確保

低額所得者、高齢者、障害者及び子育て世帯等の住宅困窮者に対して、低廉で良質な住宅の供給を推進

第3部 推進方策

本方針を的確に遂行し、その効果を一層高めるための留意事項を「推進方策」として取りまとめた。

第1章 事業の重点化・効率化

1. 選択と集中の徹底
2. 事業効果の早期発現

3. コスト縮減の徹底
4. インフラ施設を最大活用するためのハード対策とソフト対策の一体的な推進
5. 施策・事業の点検と評価

第2章 地域の実情に応じたインフラ整備

1. 地域の課題等にきめ細やかに対応する即効対策
2. 地域の活性化に資する事業の重点的な推進
3. 地域の自然環境等に配慮した美しい景観づくり
4. 地域の良好な環境づくり

第3章 インフラ施設の品質確保と建設企業等の健全育成

1. インフラ施設の品質確保
2. 建設企業等の健全育成 再掲

第4章 県民への積極的な情報発信・官民連携による維持管理の推進

1. インフラ整備に対する県民理解の促進
2. 事業進捗に応じた積極的な説明と合意形成
3. 官民連携による維持管理の推進

第170号議案 主要地方道豊岡竹野線（仮称）城崎大橋橋梁上部工事請負契

約の変更

第345回兵庫県議会において議決のあった、第87号議案 主要地方道豊岡竹野線（仮称）城崎大橋橋梁上部工事に係る請負契約を次のとおり変更しようとする。

1 工事名

主要地方道豊岡竹野線（仮称）城崎大橋橋梁上部工事

2 契約金額の変更

すでに議決のあった金額	今回変更しようとする金額	増 額
4,932,400,000円	5,134,818,700円	202,418,700円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
448,400,000円	466,801,700円	18,401,700円

3 契約の相手方

神戸市中央区海岸通3番

川田建設・日本ピーエス・日本高圧コンクリート特別共同企業体

(代表者)

川田建設株式会社神戸営業所

所長 竹之熊 邦志

(構成員)

・株式会社日本ピーエス神戸営業所

所長 野波 秋成

・日本高圧コンクリート株式会社P C事業部大阪支社

支社長 工藤 幸弘

4 変更の理由

建設工事請負契約書第25条第6項（インフレスライド条項）の運用に基づき、契約金額を増額する。

第171号議案 一般国道178号浜坂道路Ⅱ期浜坂第2トンネル（仮称）建設工事（東工区）請負契約の変更

第361回兵庫県議会において議決のあった、第158号議案 一般国道178号浜坂道路Ⅱ期浜坂第2トンネル（仮称）建設工事（東工区）に係る請負契約を次のとおり変更しようとする。

1 工事名

一般国道178号浜坂道路Ⅱ期浜坂第2トンネル（仮称）建設工事（東工区）

2 契約金額の変更

すでに議決のあった金額	今回変更しようとする金額	増 額
7,196,433,200円	7,380,027,600円	183,594,400円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
654,221,200円	670,911,600円	16,690,400円

3 契約の相手方

神戸市中央区播磨町49番地

前田・川嶋・日下部特別共同企業体

（代表者）

前田建設工業株式会社神戸営業所

所長 大西 隆司

（構成員）

- 株式会社川嶋建設本社
代表取締役社長 川嶋 祐紀
- 日下部建設株式会社
代表取締役 井上 修

4 変更の理由

建設工事請負契約書第25条第6項（インフレスライド条項）の運用に基づき、契約金額を増額する。

第172号議案 ^{だいもんぼし} 一般県道松尾青野ヶ原停車場線大門橋橋梁上部工工事請負契約の変更

第361回兵庫県議会において議決のあった、第160号議案 一般県道松尾青野ヶ原停車場線大門橋橋梁上部工工事に係る請負契約を次のとおり変更しようとする。

1 工事名

一般県道松尾青野ヶ原停車場線大門橋橋梁上部工工事

2 契約金額の変更

すでに議決のあった金額	今回変更しようとする金額	増 額
528,859,100円 うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	541,668,600円 うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	12,809,500円 うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
48,078,100円	49,242,600円	1,164,500円

3 契約の相手方

大阪市西区^{とさぼり}土佐堀 1 - 4 - 11

^{みやち}宮地エンジニアリング株式会社関西支社

取締役執行役員関西支社長 ^{つかもと}塚本 ^{けいいち}啓一

4 変更の理由

建設工事請負契約書第25条第6項（インフレスライド条項）の運用に基づき、契約金額を増額する。

第173号議案 主要地方道加古川小野線東播磨道北工区国道175号Dランプ橋上部工事請負契約の変更

第361回兵庫県議会において議決のあった、第162号議案 主要地方道加古川小野線東播磨道北工区国道175号Dランプ橋上部工事に係る請負契約を次のとおり変更しようとする。

1 工事名

主要地方道加古川小野線東播磨道北工区国道175号Dランプ橋上部工事

2 契約金額の変更

すでに議決のあった金額	今回変更しようとする金額	増 額
1,365,152,800円	1,411,922,105円	46,769,305円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
124,104,800円	128,356,555円	4,251,755円

3 契約の相手方

大阪府中央区本町4-3-9

よこがわ
横河NSエンジニアリング・日本橋梁特別共同企業体

(代表者)

株式会社^{よこがわ}横河 NSエンジニアリング大阪営業部

大阪営業部長 すなかわ 砂川 けいし 圭司

(構成員)

日本橋梁株式会社大阪営業所

所長 おおやま 大山 ひろのぶ 浩伸

4 変更の理由

建設工事請負契約書第25条第6項（インフレスライド条項）の運用に基づき、契約金額を増額する。

第174号議案 二級河川東川水系津門川地下貯留管他整備工事請負契約の変更

第361回兵庫県議会において議決のあった、第167号議案 二級河川東川水系津門川地下貯留管他整備工事に係る請負契約を次のとおり変更しようとする。

1 工事名

二級河川東川水系津門川 地下貯留管他整備工事

2 契約金額の変更

すでに議決のあった金額	今回変更しようとする金額	増 額
8,630,256,877円	8,714,071,300円	83,814,423円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
784,568,807円	792,188,300円	7,619,493円

3 契約の相手方

神戸市中央区八幡通3丁目1番19号

大豊・ソネック・田村特別共同企業体

(代表者)

大豊建設株式会社神戸営業所

所長 柏 和成

(構成員)

・株式会社ソネック

代表取締役社長 山本 貴弘

・株式会社田村組

代表取締役 田村 勇人

4 変更の理由

建設工事請負契約書第25条第6項（インフレスライド条項）の運用に基づき、契約金額を増額する。

第175号議案 兵庫県立総合衛生学院電気設備工事請負契約の変更

第357回兵庫県議会において議決のあった、第209号議案 兵庫県立総合衛生学院電気設備工事に係る請負契約を次のとおり変更しようとする。

1 工事名

兵庫県立総合衛生学院電気設備工事

2 契約金額の変更

すでに議決のあった金額	今回変更しようとする金額	増 額
656,700,000円	705,136,300円	48,436,300円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
59,700,000円	64,103,300円	4,403,300円

3 契約の相手方

神戸市中央区京町70番地

住友・平尾特別共同企業体

(代表者)

住友電設株式会社 神戸支店

支店長 奥村 和弘

(構成員)

平尾電工株式会社

代表取締役 平尾 秀樹

4 変更の理由

建設工事請負契約書第25条第6項（インフレスライド条項）の運用に基づき、契約金額を増額する。

第176号議案 兵庫県立^{そうごうえいせいがくいん}総合衛生学院空気調和設備工事請負契約の変更

第357回兵庫県議会において議決のあった、第210号議案 兵庫県立総合衛生学院空気調和設備工事に係る請負契約を次のとおり変更しようとする。

1 工事名

兵庫県立総合衛生学院空気調和設備工事

2 契約金額の変更

すでに議決のあった金額	今回変更しようとする金額	増 額
608,300,000円	651,630,100円	43,330,100円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
55,300,000円	59,239,100円	3,939,100円

3 契約の相手方

神戸市中央区港島中町6丁目9番1

精研^{せいけん}・三神^{さんしん}特別共同企業体

(代表者)

株式会社精研^{せいけん} 神戸営業所

所長 久保田^{くぼた} 博之^{ひろゆき}

(構成員)

三神工業^{さんしんこうぎょう}株式会社

代表取締役 高谷^{たかたに} 俊則^{としのり}

4 変更の理由

建設工事請負契約書第25条第6項（インフレスライド条項）の運用に基づき、契約金額を増額する。

第177号議案 都市計画道路尼崎宝塚線あまがさきたからづかせん（阪急立体工区はんきゅうりつたいこうく）道路改良工事

（その1）請負契約の締結

都市計画道路尼崎宝塚線あまがさきたからづかせん（阪急立体工区はんきゅうりつたいこうく）道路改良工事（その1）に係る請負契約を次のとおり締結しようとする。

1 工事名

都市計画道路尼崎宝塚線あまがさきたからづかせん（阪急立体工区はんきゅうりつたいこうく）道路改良工事（その1）

2 契約金額

1,173,920,000円

3 契約の相手方

南あわじ市阿万下町261番地2

坂本・三原開発特別共同企業体

（代表者）

株式会社坂本建設

代表取締役 安田 勝彦

（構成員）

三原開発株式会社

代表取締役 白濱 吉文

4 工事の概要

(1) 施工場所

尼崎市南武庫之荘～武庫町

(2) 工事内容

施工延長 L=300.0m 幅員 W=12.0 (21.0) m

(3) 工期

令和7年8月29日限り

5 入札の状況

(1) 入札方式

一般競争入札（総合評価落札方式）※価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定

(2) 入札参加者数

5者

(3) 最低入札金額

1,173,700,000円

(4) 最高入札金額

1,265,000,000円

文 教 関 係

第160号議案 公立学校教職員の特殊勤務手当に関する条例及び職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

第1 制定の理由

国における特殊勤務手当の運用に鑑み、災害により生じた事態に対処するための作業に従事した職員に対して支給する特殊勤務手当について、対象となる職員及び作業の範囲を広げる等所要の整備を行う。

第2 制定の概要

1 公立学校教職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正

- (1) 公立学校教職員に支給される特殊勤務手当に、災害応急作業等手当を加える（第3条関係）。
- (2) 災害応急作業等手当は、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校に勤務する職員が次に掲げる作業に従事したときに、その者に対して支給するものとし、災害応急作業等手当の額は、当該作業に従事した日1日につき、450円とする（改正後の第9条の3関係）。

ア 異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策基本法に規定する都道府県災害対策本部又は市町村災害対策本部が設置された他の地方公共団体に派遣されて行う関係行政機関等との災害応急対策に係る連絡調整の作業のうち県教育委員会が指定するもの

イ アに掲げる作業に相当するものとして県教育委員会が指定する作業

- (3) その他規定の整備を行う（改正前の第9条から第9条の3まで関係）。

第3 施行期日等

- (1) 施行期日

公布の日

- (2) 適用区分

令和6年1月1日から適用する。

第162号議案 安心こども基金等設置条例の一部を改正する条例

1 制定の理由

国の公立学校情報機器整備事業費補助金を活用し、公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部において情報通信機器その他の機器を整備することにより、情報通信技術を活用した学校教育を推進するための事業を実施することとし、当該事業の資金に充てるための基金を設置する。

2 制定の概要

1の基金の名称は、次の表の左欄に掲げるとおりとし、当該基金は、同表の右欄に掲げる事業の財源に充てる場合に限り、処分することができることとする（別表関係）。

公立学校情報通信機器整備基金	公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部において情報通信機器その他の機器を整備することにより、情報通信技術を活用した学校教育を推進するための事業
----------------	---

3 施行期日

公布の日

第167号議案 ひょうご教育創造プランの改定

国の教育振興基本計画、「ひょうごビジョン2050」及び第3期「ひょうご教育創造プラン（兵庫県教育基本計画）」の成果と課題を踏まえながら、教育基本法の理念の実現を図り、兵庫の教育を充実させるため、第3期プランを改定し、令和6（2024）年度～令和10（2028）年度までの5年間の本県教育の取組の考え方や具体的な施策を示す第4期「ひょうご教育創造プラン（兵庫県教育基本計画）」を策定する。

1 計画の基本的事項

(1) 計画の性格

- ア 教育基本法第17条第2項の規定に基づく、本県の教育施策に関する基本的な計画
- イ 家庭教育、幼児期から大学等までの学校教育、生涯学習・社会教育等、本県の教育全体に関する計画であり、教育に関する各分野の個別計画の基本となる計画
- ウ 市町の教育に関する計画の策定や施策の実施において、尊重されるべき基本指針

(2) 計画の期間及び運用

- ア 計画期間は、令和6（2024）年度から令和10（2028）年度までの5年間とする。
- イ 毎年度、実施計画を定め具体的施策に取り組むとともに、その検証を行いつつ、次年度の実施計画に反映していく。

2 本県教育の成果と課題（第3期プランの検証）

- (1) 新型コロナウイルス感染症の主な影響等
- (2) 「生きる力」を育む教育の推進
- (3) 子どもたちの学びを支える環境の充実
- (4) 人生100年を通じた学びの推進

3 社会情勢・教育環境の変化

- (1) 新型コロナウイルス感染症の拡大
- (2) グローバル化の進展、国際情勢の不安定化
- (3) 人口減少社会の進行
- (4) 教育に係る国際的な動向
- (5) 令和の日本型学校教育の構築
- (6) こどもまんなか社会の実現
- (7) 多様性と包摂性のある共生社会の実現
- (8) Society 5.0時代の到来
- (9) 新しい働き方の推進、働き方改革の更なる推進
- (10) 震災・気象災害への対応

4 兵庫の教育のめざす姿

(1) 第4期「ひょうご教育創造プラン」の基本理念

ア 兵庫が大切にしてきた教育

- ・ 個人の尊厳を尊重し、豊かな人間性や創造性を育む「こころの豊かさ」の育成を基調に、地域社会が一体となって子どもたちの成長を支えていくことを重んじてきた。
- ・ その上で、様々に変化する社会情勢の中にあっても、不易としての教育を堅持しながら未来を担う人材の育成という使命に応える努力を積み重ねてきた。
- ・ これまで兵庫の教育が大切にしてきたものの意義を、改めて社会全体で共有し、新しい時代の教育を切り拓いていくことが求められる。

イ 新型コロナウイルス感染症の拡大による影響

- ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大は、子どもたちに広範かつ多面的な影響を与えた。加えて、自己肯定感や当事者意識の低さ等、従来認識されながら解決に至らなかった課題も改めて指摘されている。
- ・ 学校は、人と安心・安全につながるができる居場所として、教職員と子どもたちが関わり合いながら成長することの価値や意義等について、再認識する機会となった。
- ・ これまで以上に学校種間、学校・家庭・地域、そして社会全体で連携・協働し、子どもたちの成長を見守り支えていくことが求められる。

ウ 2020年代を通じて実現すべき「令和の日本型学校教育」の姿

- ・ 子どもたち一人一人が、多様な人々と協働しながら、持続可能な社会の創り手となることができるよう、その資質・能力を育成することが求められている。
- ・ 本県が大切にしてきた教育を継承しつつ、更なる発展・振興を図り、「令和の日本型学校教育」の実現に向けた必要な取組を果敢に進めていくことが求められる。

エ 基本理念

兵庫が育む こころ豊かで自立する人づくり

第4期重点テーマ — 『絆』を深め、『在りたい未来』を創造する力』の育成 —

(2) めざす人間像

ア 人生100年を通じて知・徳・体の調和がとれ、自らの夢や志の実現に努力し、持続可能な社会の創り手となる人

イ 自分のよさや可能性を認識し、あらゆる他者を価値ある存在として尊重する人

ウ ふるさとを愛し、共に支え合いながら、明日の兵庫を切り拓き、日本の未来を担う人

エ 日本の伝統と文化を基盤として、創造力と多様な人々との共生の心を持ち、国内外で活動する人

(3) 育み培う心、力、態度

ア 自律心を養い、自立する人として

イ 社会で活動する人として

ウ ひょうご人（ふるさとに誇りをもち、多様な人々と協働して五国を支える人）として

(4) 各主体の責任と役割

- ア 教育行政機関
- イ 学校、教職員、社会教育施設
- ウ 家庭（保護者）
- エ 地域（地域住民）
- オ 県民

5 基本方針

(1) 基本方針1 予測困難な時代を生き抜く力を育む教育の推進

ア 「確かな学力」の育成

(ア) 新しい時代に求められる資質・能力の育成

- ・ 基本的な知識・技能の習得に加え、課題等を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等及び学びに向かう力等を育成する。
- ・ 「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善、「カリキュラム・マネジメント」の確立を図る。
- ・ 言語能力、情報活用能力（情報モラルを含む）、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力も含めた「新しい時代に求められる資質・能力」を育成する。

(イ) 「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実

- ・ 「指導の個別化」では、一人一人の特性や学習進度等に応じた指導に取り組むとともに、自ら学習を調整しながら粘り強く学習に取り組む態度等を育成する。
- ・ 「学習の個性化」では、一人一人に応じた学習活動や学習課題に取り組む機会を提供するとともに、子ども自身が主体的に学習を最適化することができるよう促す。
- ・ 「個別最適な学び」は、探究的な学習や体験活動等を通じて、子ども同士で、あるいは地域の方々をはじめ多様な他者と協働しながら、「協働的な学び」と一体的に進める。
- ・ 1人1台端末の最大限の活用等を通し、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実させ、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善につなげるとともに、「カリキュラム・マネジメント」の取組を一層進める。

(ウ) 情報活用能力（情報モラルを含む）の育成

- ・ 情報技術を活用した問題の発見・解決の方法や、情報の真偽を吟味する力、情報社会に主体的に参画し、その発展に寄与しようとする態度等を育成する。
- ・ 「ひょうごGIGAワークブック」の活用等を通じて、発達段階に応じた情報モラル教育に取り組む。

(エ) 伝統と文化を尊重しグローバル化に対応する国際教育の強化

- ・ 自らの国やふるさとを愛し誇りをもつとともに、他国の伝統と文化を尊重する態度を

育成する。

- ・ 国や文化の異なる人々と主体的にコミュニケーションを図ろうとする態度や、豊かな語学力、コミュニケーション能力を育成する外国語教育に取り組む。
- ・ 国際交流や海外留学の促進を図り、異なる言語や文化の違いを乗り越え、多角的な視野をもって自立的な思考を行い、多様な立場の者が協働的に議論し、納得解を生み出す力等を育成する。
- ・ グローバルな立場から社会の持続的な発展を牽引する人材となり得るグローバル・リーダーや、グローバルな視点をもって地域社会の活性化を担う人材の育成につながる取組の創出を図る。

(e) 新たな価値を創造する教育の充実

- ・ 1人1台端末を積極的に活用しつつ、探究的な学びの過程を重視した教科等横断的な学習や探究学習の充実を図る。
- ・ 学校と地域が連携・協働しつつ、地域の具体的な課題等、実社会における課題解決にいかしていくための教科等横断的な学習の充実を図る。
- ・ 理数分野をはじめとして、魅力ある授業づくりや外部人材の活用等、興味・関心や意欲をより一層高めるための取組の充実を図る。
- ・ 高校においては、新たな価値の創造や課題解決への道を切り拓く社会のリーダーの育成や、将来国際的に活躍し得る科学技術系人材を育成する。

(f) 魅力と活力ある高校づくりの推進

- ・ スクール・ミッションに基づき、日々の教育活動の中で創意工夫に努め、特色ある取組を推進する。
- ・ 探究を軸とした普通科新学科の設置、特色ある学科や特色類型の改編等、各校の魅力・特色づくりを推進する。
- ・ 発展的統合により、望ましい規模の確保を図るとともに、伝統と特色を継承・発展させた魅力と活力ある学校づくりに取り組む。
- ・ 入学者選抜制度・方法の工夫と改善を図る。

イ 「豊かな心」の育成

(ア) 兵庫型「体験教育」の推進

- ・ それぞれの取組の意義を学校・家庭・地域等、社会全体で共有・発信し、実施内容や在り方等について不断の工夫・改善を図りながら、取組の充実を図る。
- ・ 自然学校では、日常では経験できない「感動体験」や児童の「主体性」を育むプログラムを作成・実施するなど、質的向上を図る。
- ・ トライやる・ウィークでは、コミュニティ・スクール等を効果的に活用するなど、学校・家庭・地域の連携を一層深めた取組を推進する。

(イ) ふるさと意識を醸成する教育の推進

- ・ 子どもたちの兵庫への愛着を深めるため、身近にある自然・産業・歴史・伝統等についての知識や理解を深める取組を推進する。
- ・ 国際的な視野をもちながら、日本の歴史や文化に対する理解を深めるための歴史に関する教育の充実に取り組む。
- ・ 感謝の心やふるさとへの愛着心を育むため、子どもたちが地域の人々とのつながりを深めて地域の魅力を発見する取組を充実させる兵庫型「体験教育」を推進する。
- ・ 本県が誇る様々な伝統文化、伝統芸能、舞台芸術に触れる機会の充実を図るとともに、地域に根ざした行事への参画の促進や地域活性化策の具現化に係る取組を推進する。

(ウ) 道徳教育の推進

- ・ 兵庫版道徳教育副読本の活用や研修等を通じて、指導内容と指導方法の工夫・改善、指導力の向上を図り、学校の教育活動全体を通じた道徳教育に取り組む。
- ・ 兵庫版道徳教育副読本の家庭での活用を推進するとともに、学校・家庭・地域が連携した道徳教育に全県的に取り組む。

(エ) 人権教育の推進

- ・ 人権教育資料や人権啓発資料の活用、研修の実施等により、指導方法の工夫・改善、指導力の向上を図り、他者と共生する態度を育成する。
- ・ 地域における人権課題の解決に向け、人権課題の把握、学習活動や交流活動等を通じて、心と心が豊かにつながる地域づくりを推進する。

(オ) いじめへの対応

- ・ 「兵庫県いじめ防止基本方針」及び「いじめ対応マニュアル」に基づき、いじめの未然防止、早期発見・早期対応を図る全県的・地域的な連携体制をより一層強化する。
- ・ いじめは人権侵害行為であることを理解し、子どもたちが自他の生命、個性、人権等を尊重する姿勢や態度を身に付けるような教育に取り組む。
- ・ 発達支持的生徒指導の推進を通じて、人権意識等を身に付けるとともに、自己肯定感等を感じることができる、安心・安全で魅力ある学級・学校づくりを推進する。
- ・ 自殺予防教育の下地づくりとして位置付けられる取組を進めながら、すべての子どもたちが「心の危機に気付く力」と「相談する力」を身に付けることをめざす。

(カ) 不登校への対応

- ・ 国の不登校対策を踏まえつつ、全県一丸となって不登校対策に取り組む。
- ・ 学校を「みんなが安心して学べる」場所にするため、「チーム学校」として、組織的・継続的な取組を推進する。
- ・ 学校・家庭・地域の連携を強化し、地域での「つながりと居場所づくり」を広げる取組を推進する。

- ・ 不登校の子どもやその保護者への計画的な支援と情報共有等、支援関係機関の取組を強化し、「多様な学びの場」を確保する。
- ・ 全教職員を対象としたカウンセリングマインド研修の充実や、専門家の活用等により、「ケースに応じた効果的な支援」に取り組む。

(キ) 読書活動の充実

- ・ 発達段階等に応じた本に親しむ活動や読書習慣の定着・指導、学校図書館を活用した学習活動の充実を図る。
- ・ 家庭での読書の習慣付けの理解促進を図るとともに、学校・家庭・地域との連携による読書活動を推進する。
- ・ 市町における「子どもの読書活動推進計画」策定の取組を支援するなど、子どもの読書活動に関する支援体制の充実を図る。

ウ 「健やかな体」の育成

(ア) 健康教育・食育の推進

- ・ 感染症予防に関する保健指導等を通じて、子どもたちが生涯にわたり健康を保持増進する力や態度を育成する。
- ・ 様々な機会において、子どもたちの健康課題を早期に発見し、適切に対応するため、専門機関等と連携した保健管理、保健組織活動等の取組を推進する。
- ・ 食生活が自然の恩恵や人々の様々な活動の上に成り立っていることについて理解を深めるとともに、生産者等への感謝の心を育む。

(イ) 体力・運動能力の向上

- ・ 「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の課題検証を行い、子どもたちの体力・運動能力の更なる向上を図る。
- ・ アスリート等の外部人材の招へい等を通じて、スポーツの価値や効果、運動の魅力に触れる機会を確保する。
- ・ 特色ある優れた取組の実践や、学校・家庭・地域が連携した取組を推進し、継続的に運動・スポーツに親しむ習慣や意欲を養う。

(ウ) 部活動改革の推進

- ・ 地域の実情や子どもたちのニーズに応じた、持続可能で多様なスポーツ環境を整備する。

エ 社会的自立に必要な資質・能力・態度の育成

(ア) 兵庫型「キャリア教育」の推進

- ・ 兵庫版「キャリア・パスポート」及びキャリアノートの小・中・高一貫した活用等により、「基礎的・汎用的能力」の4つの能力を意図的・継続的・系統的に育成する。
- ・ 家庭や地域と連携し、社会に触れる機会の充実を図る。

(イ) 社会的資質・能力の発達の支援

- ・ 子どもたちが自発的・主体的に自らを発達させ、その発達を支えるような生徒指導の側面に着目した取組を推進する。
- ・ 校長のリーダーシップのもと、教職員や学校内外の多様な専門人材、地域と連携・協働しながら取り組む。

(ウ) 主体的に社会の形成に参画する態度等の育成

- ・ 地域の具体的な課題等、実社会における課題解決学習や、主権者教育、政治的教養の教育、消費者教育、金融教育、起業家教育（アントレプレナーシップ教育）等、様々な教育活動を通じて主体的に社会の形成に参画する態度を育成する。
- ・ 校則の見直し等子どもたちに関わるルール等の制定や見直しの過程に、子どもたち自身が関与することは、身近な課題を自分たちで解決する経験となるなど、教育的な意義があることも踏まえ、子どもたちの主体性を育む取組を推進する。

オ 特別支援教育の推進

(ア) 連続性のある多様な学びの場における教育の充実

- ・ 一人一人の教育的ニーズと必要な支援についての合意形成に向け、早期からの教育相談と校園内支援体制の充実を図る。
- ・ 通常の学級等において、合理的配慮の提供について理解促進を図るとともに、一人一人の違いや多様性を認め合える学校園経営・学級経営に取り組む。
- ・ 副籍を活用した居住地校交流の充実を図る。
- ・ 支援を必要とする子どもが、地域において専門性の高い通級による指導を受けられるよう、将来を見据えた連続性のある指導を行う。
- ・ すべての教職員を対象に学習上・生活上の支援の工夫や合理的配慮の提供に関する研修等の充実を図る。
- ・ 個別の教育支援計画等を活用した、体系的・系統的なキャリア教育に取り組む。
- ・ ICTの効果的な活用による自立活動の指導の充実を図るとともに、在宅就労等の新たな働き方に対応した多様な進路選択の実現を推進する。
- ・ 障害の状態や特性、学校や地域の実情等に応じた課題に対応できるよう、教育環境整備の充実を図る。

(イ) 連携による切れ目ない一貫した相談・支援体制の充実

- ・ すべての学校における医療的ケアの安全な実施に向け、医療関係機関等と連携した実施体制の整備を推進する。
- ・ 学校・家庭と、放課後等デイサービス事業所等の福祉との一層の連携を推進する。
- ・ 一人一人のニーズに応じた進路の実現をめざすため、企業等への理解促進と就労支援体制の充実を図る。

- ・ 積極的に文化芸術やスポーツに触れる機会を提供するとともに、県民に向けた理解啓発を促進する。

カ 幼児期の教育の充実

(ア) 幼児期における教育の質の向上

- ・ 3要領・指針について、研修等を通じて関係者の理解を深め、幼児教育施設における教育内容や指導方法の工夫・改善・充実を図る。
- ・ 幼児教育は、幼児を取り巻く環境のすべてが教材となり得ることを踏まえ、体験活動の充実に取り組む。
- ・ 幼児の発達や幼児への関わり方等に対する保護者の理解、親子や親同士の交流が深められるよう、家庭・地域との連携・協働による家庭教育への支援に取り組む。

(イ) 幼保小の協働による架け橋期の教育の充実

- ・ 幼児教育施設と小学校の教職員が子どもたちの成長や互いの教育について共通理解し連携を深め、接続期のカリキュラムの普及及び改善・充実を図る。

キ 高等教育（大学）の推進

(ア) グローバル社会で活躍できる人材の育成

- ・ 英語によるコミュニケーション能力に加え、自らの考えを積極的に発信し、広い視野をもって新しい価値を創造できる力の育成に向けた教育を推進する。
- ・ 海外留学、海外からの留学生や研究者の受入推進等、国際交流の充実を図る。

(イ) 地域のニーズに応える専門人材の育成

- ・ 地域の特色をいかした連携教育の推進や、社会人を対象としたリカレント教育の充実等により、地域課題の解決と地域の活性化に貢献できる人材を育成する。

(ウ) 高度な専門性を有する人材の育成

- ・ 学部、大学院の改革を推進し、高度な専門性を有する人材の育成を図るなど、社会の変化に的確に対応した魅力ある教育研究を展開する。

ク 私学教育の振興

(ア) 私立幼稚園・小学校・中学校・高校の教育への支援

- ・ 私立学校の独自性を尊重しながら経常費補助等の支援を行い、学校運営の安定化や教育環境の維持・向上を図る。
- ・ 保護者等の経済的な負担軽減を図り、生徒の就学機会を確保する。

(イ) 私立専修学校・各種学校の教育への支援

- ・ 専修学校及び各種学校について、教育環境の維持・向上や、多彩な教育活動等の展開に向けた取組を支援する。
- ・ 保護者等の経済的な負担軽減を図り、生徒の就学機会を確保する。

ケ 人生100年を通じた学びの推進

(ア) 生涯学習・社会教育の振興

- ・ それぞれのライフステージに応じた学びを通じた主体的なキャリア形成を図ることができるよう、学習ニーズを踏まえた生涯学習の機会と場の充実を図る。
- ・ 大学や専修学校をはじめ、様々な施設・講座において、個々人のニーズに応じてリカレント教育を受けられる機会や内容の充実を図る。
- ・ 世代を超えて互いに交流しながら、「地域社会」を実現するための活動を通じて、各自が成長していくための環境の整備を図る。
- ・ 社会教育指導者や社会教育関係職員の研修等、社会教育を担う人材の養成・活躍機会の拡充を図る。

(イ) 社会教育施設の充実

- ・ 県民の多様な学習ニーズに対応するため、特別展や企画展等の展示や各種講座、オンラインコンテンツ等の充実を図り、利用者の満足度の向上に取り組む。
- ・ 多様な学習ニーズに対応するための調査研究の推進や学びのプログラムの提供等学習機会の充実を図る。
- ・ 誰もが楽しめる取組の推進を通じて、県民が芸術文化に触れる機会の充実を図る。
- ・ 社会教育施設の魅力を伝える広報活動の積極的な展開を図るとともに、外部資金の積極的な獲得を図る。

(ウ) 文化芸術の振興と文化財の保存・活用

- ・ 「芸術文化振興ビジョン」に基づき、若手芸術家の発掘・育成、アウトリーチ活動の推進等、更なる振興に向けた取組を推進する。
- ・ 歴史文化遺産の保存・整備とともに、歴史文化遺産を継承していくことに対する理解の促進、文化財に触れる機会の充実を図る。
- ・ ヘリテージマネージャー（歴史文化遺産活用推進員）の養成等により、歴史文化遺産を後世に継承するための人材を確保する。
- ・ 本県を語る上で欠くことのできない歴史上のテーマや、重要で広域的な課題について体系的な調査研究を実施する。

(エ) 「する・みる・ささえる」スポーツへの参画

- ・ 「子ども・ユーススポーツの推進」、「生涯スポーツの推進」、「競技スポーツの推進」、「障害者スポーツの推進」を柱に、「する・みる・ささえる」スポーツへの参画に係る取組を推進する。

(2) 基本方針2 すべての子どもたちが自分らしく安心して過ごせる学校・家庭・地域等の構築

ア 多様性の尊重と包摂性のある教育の推進

(ア) 特別支援教育の推進（再掲）

(イ) 不登校児童生徒への支援（再掲）

(ウ) 多様な教育ニーズへの対応

- ・ 様々な事情・背景により多様な教育ニーズのある子どもたちが安心して教育を受けられるよう、多様な学び場の確保・充実に取り組む。
- ・ 様々な事情・背景により多様な教育ニーズのある子どもたちに対応する観点からも、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実に取り組む。
- ・ 様々な困難や課題を抱える子どもたちに対し、「チーム学校」による早期発見・早期対応や関係機関と連携した切れ目ない教育相談体制の充実に取り組む。
- ・ 日本語指導に関わる支援員の配置や派遣の充実に、教員研修の実施、教育相談等に取り組む。

(エ) 男女共同参画の視点に立った教育の推進

- ・ 性別にとらわれず主体的に多様な進路を選択することの重要性等についての指導を推進する。
- ・ 教職員が、男女共同参画の理念を理解し推進できるよう研修の実施等に取り組む。

イ 学校・家庭・地域との協働による豊かな学びの推進

(ア) 家庭の教育力の向上

- ・ 家庭教育の重要性についての啓発、子育ての悩み・不安の解消、親が親として成長するための学びの支援、相談体制の充実に取り組む。

(イ) 地域の教育力の向上

- ・ 子どもたちの安全で健やかな居場所を確保する体制を構築するとともに、連携を円滑に進めるコーディネーター機能の充実に取り組む。
- ・ 学校・家庭・地域が連携・協働して、相互に育ち合いながら、「地域とともにある学校」づくりを推進する。

ウ 子どもを育ちを社会全体で支える取組の推進

(ア) 子どもたちの創造的な活動等を支援する取組の推進

- ・ 「コミュニティ・スクール」と「地域学校協働活動」の一体的な実施を推進する。
- ・ 本県が全国に先駆けて推進してきた兵庫型「体験教育」や、地域との協働活動、部活動等の意義を強く発信し、多様な担い手の協働・参画を得る取組を推進する。
- ・ 「教育推進月間」の発信強化・活用の推進等、教育への関心を高め、次代を担う子どもたちの教育に関する取組を県民全体で推進する。

(イ) 働き方改革・新たな働き方やワーク・ライフ・バランスの推進

- ・ ワーク・ライフ・バランスや働き方改革を推進する。

エ 関係機関等との連携の強化

(ア) 関係機関等との連携の強化

- ・ 様々な困難や課題を抱える子どもたちに対し、早期発見・早期対応や関係機関と連携

した切れ目ない教育相談体制の充実を図る。

- ・ 学校と行政の各部局、福祉機関、医療・保健機関、警察・司法等とが連携し、真に支援が必要な子ども・家庭の発見や、ニーズに応じた支援につなげる。
- ・ 学校外の多様な担い手による学びの提供や多様な支援体制の確保を図り、学びの多様化や地域等と一体となった活動を推進する。

(イ) 教育データ利活用に関する研究

- ・ 国の状況を注視しつつ、取組事例の収集や課題の整理、利活用の具体的な方策等について研究を行う。

オ 子どもたちの安心・安全の確保

(ア) 安全教育の推進

- ・ 防犯や交通安全等を通じて、自ら適切に判断し主体的に行動する態度を育成する。
- ・ 家庭、地域、関係機関との連携・協働による学校安全を推進する。
- ・ 学校における取組事例の普及や研修の実施、アドバイザーの派遣等、学校の取組を支援する。

(イ) 「兵庫の防災教育」の推進

- ・ 新任教職員への研修、防災に関する専門性の高い教職員の養成、震災・学校支援チーム(EARTH)の訓練・研修等を通じて、教職員の対応力の向上を図る。
- ・ 防災教育副読本「明日に生きる」の活用・改訂や、取組事例の県内への普及等を通じて、学校の防災教育、防災体制の充実を図る。
- ・ 高校生等が災害に関する知識を学ぶ機会を設けるとともに、支援者としての視点から安全で安心な社会づくりに貢献する意識の向上や態度を育成する。

(ウ) 学校の危機管理体制の向上

- ・ 危機管理マニュアル等の継続的な見直しを行うとともに、校内研修等を通じて全教職員が共通に理解するよう取り組む。
- ・ 新型コロナウイルス感染症における対応事例の収集・整理や、非常時における端末の持ち帰り学習の準備等に継続的に取り組む。

(3) 基本方針3 安心・安全で質の高い学びを実現する教育環境の整備・充実

ア 教育DXの実現に向けた教育の情報化の推進

(ア) 1人1台端末の活用推進

- ・ 小学校から高校まで一貫して1人1台端末の活用を「日常化」とするとともに、教員のICT活用指導力の向上やICT環境の整備・充実に取り組む。
- ・ 高校においては、BYODにより、学校に限らず家庭でも同環境で端末を用いた学習が行え、学びの広がりや深化が期待できることから、積極的な活用を進める。

(イ) 情報活用能力(情報モラルを含む)の育成(再掲)

(ウ) 教員のICT活用指導力の向上

- ・ 研修等を通じて、ICTの活用の「日常化」を促進するとともに、教員のICT活用指導力の向上を図る。
- ・ 教員が校内研修も含め積極的に研修等に参加し研鑽を深められるよう、研修受講の奨励や働き方改革の推進による時間の確保等に取り組む。
- ・ 県内のすべての子どもたちが1人1台端末を効果的に活用した学びが実現できるよう、全县一体となって「GIGAスクール構想の実現」に取り組む。

(エ) 校務改善と教育環境充実にに向けたICT環境の整備・充実

- ・ 通信環境の強化を図るなど、ICTを最大限活用できる環境の整備推進に取り組む。
- ・ 校務・業務のデジタル化を図り、教職員が積極的にICTを活用できるよう、更なる整備推進に取り組む。

(オ) 教育データ利活用に関する研究（再掲）

イ 修学環境の整備・充実

(ア) 安心・安全な教育環境整備の推進

- ・ 老朽化が進行している県立学校施設について、「県立学校施設管理実施計画」に基づき、学校施設の長寿命化改修等を計画的に実施する。
- ・ 選択教室や避難所指定体育館の空調整備、発展的統合校の特色づくり等、環境改善を計画的に実施する。
- ・ 授業や部活動等で使用する備品・用具等の整備を学校の特色に応じて集中的に実施する。

(イ) 教育費負担の軽減に向けた経済的支援

- ・ 家庭の教育費負担を軽減するため、就学支援金等を支給する。
- ・ 経済的な理由により修学が困難な生徒に対し、奨学金等を貸与する。
- ・ 家計急変等により就学が困難となった生徒に対し、就学支援を行う。

ウ 教職員の資質・能力の向上

(ア) 質の高い人材の確保、資質・能力の向上

- ・ 国が進める「学校における働き方改革、処遇改善、指導・運営体制の充実の一体的な推進」を踏まえた対応を的確に行う。
- ・ 教員の魅力発信に加え、採用試験の工夫・改善による優れた人材の安定的な確保を図るとともに、幅広い人材発掘に取り組む。
- ・ 教職員のキャリアステージ・能力・適性に応じた体系的な研修を実施するとともに、研修履歴を活用した教職員の研修受講を奨励する。

(イ) 意欲と能力が最大限発揮できる指導・運営体制の整備・充実

- ・ 多様な教育ニーズに応じた学校の指導・運営体制の効果的な強化・充実を図る。

- ・ 子どもたちに必要な資質・能力を育むことができるよう「チーム学校」を一層推進する。

エ 学校の組織力の向上

(ア) 働きがいのある学校づくりの推進

- ・ 多様な専門性をもつ支援スタッフが連携・分担して役割を果たし、関係機関との連携も図りながら、子どもたちを取り巻く様々な課題への対応に取り組む。
- ・ 外部人材の積極的な活用や業務支援員の配置支援、慣習にとられない行事・業務の見直し・廃止等により、学校・教職員が担う業務の適正化を図る。
- ・ 校長等のリーダーシップのもと「チーム学校」として、教職員の業務負担軽減に取り組む。

(イ) 教職員の健康管理

- ・ メンタルヘルス不調の未然防止や早期発見・早期対処を目的とした相談事業、研修、職場復帰支援等に取り組む。
- ・ メンタルヘルス総合対策の取組を広く教職員に周知し、きめ細かいサポートに取り組む。
- ・ ワーク・ライフ・バランスの推進を図る。
- ・ 相談窓口の活用や倫理観を高める研修の実施等を通じて、風通しのよい学校づくりを推進する。

(ウ) 管理職の確保・育成

- ・ これからの時代に求められる資質・能力を有する管理職の確保・育成を行うため、体系的・実践的な研修を実施する。
- ・ 将来管理職になることが想定されている主幹教諭の計画的な配置を行う。

議 事 順 序 (案)

第 3 6 6 回 定 例 会
第 2 日 (2 月 2 0 日)

1 開 議 宣 告

2 諸 般 の 報 告

- (1) 本日知事から追加提出された議案 (件名一覧表配付)

3 議 案 一 括 上 程

令和 5 年度関係

第 1 3 5 号議案ないし第 1 7 7 号議案

報第 3 号ないし報第 5 号

- (1) 知事提案説明

4 日 程 通 告

次の本会議は 2 月 2 1 日 (水) 午前 1 0 時再開

5 散 会 宣 告

議 事 順 序 (案)

第 3 6 6 回 定 例 会
第 3 日 (2 月 2 1 日)

1 開 議 宣 告

2 議 案 一 括 上 程

令 和 5 年 度 関 係

第 1 3 5 号 議 案 不 可 決 第 1 7 7 号 議 案

報 第 3 号 不 可 決 報 第 5 号

令 和 6 年 度 関 係

第 1 号 議 案 不 可 決 第 9 0 号 議 案

(1) 人 事 委 員 会 の 意 見 に つ い て (写 配 付)

令 和 5 年 度 関 係

第 1 6 0 号 議 案

令 和 6 年 度 関 係

第 2 8 号 議 案

(2) 質 疑 ・ 質 問

① 山 口 晋 平 議 員

② 門 隆 志 議 員

(休 憩)

(再 開)

③ 伊 藤 勝 正 議 員

④ 上 野 英 一 議 員

(3) 質 疑 ・ 質 問 打 切 り (簡 易 採 決)

3 日 程 通 告

次 の 本 会 議 は 2 月 2 2 日 (木) 午 前 1 0 時 再 開

4 散 会 宣 告

議 事 順 序 (案)

第 3 6 6 回 定 例 会
第 4 日 (2 月 2 2 日)

1 開 議 宣 告

2 議 案 一 括 上 程

令 和 5 年 度 関 係

第 1 3 5 号 議 案 不 可 決 第 1 7 7 号 議 案

報 第 3 号 不 可 決 報 第 5 号

令 和 6 年 度 関 係

第 1 号 議 案 不 可 決 第 9 0 号 議 案

(1) 質 疑 ・ 質 問

① 伊 藤 栄 介 議 員

② 住 本 陽 子 議 員

(休 憩)

(再 開)

③ 松 尾 智 美 議 員

④ 小 西 ひ ろ の り 議 員

(休 憩)

(再 開)

⑤ 水 田 裕 一 郎 議 員

(2) 質 疑 ・ 質 問 打 切 り (簡 易 採 決)

3 日 程 通 告

次 の 本 会 議 は 2 月 2 6 日 (月) 午 前 1 0 時 再 開

4 散 会 宣 告

議 事 順 序 (案)

第 3 6 6 回 定 例 会
第 5 日 (2 月 2 6 日)

1 開 議 宣 告

2 議 案 一 括 上 程

令 和 5 年 度 関 係

第 1 3 5 号 議 案 不 可 決 第 1 7 7 号 議 案

報 第 3 号 不 可 決 報 第 5 号

令 和 6 年 度 関 係

第 1 号 議 案 不 可 決 第 9 0 号 議 案

(1) 質 疑 ・ 質 問

① 白 井 か ず や 議 員

② 脇 田 の り か ず 議 員

(休 憩)

(再 開)

③ 麻 田 寿 美 議 員

④ 橋 本 成 年 議 員

(休 憩)

(再 開)

⑤ 藤 本 百 男 議 員

(2) 質 疑 ・ 質 問 打 切 り (簡 易 採 決)

3 日 程 通 告

次 の 本 会 議 は 2 月 2 7 日 (火) 午 前 1 0 時 再 開

4 散 会 宣 告

議 事 順 序 (案)

第 3 6 6 回 定 例 会
第 6 日 (2 月 2 7 日)

1 開 議 宣 告

2 議 案 一 括 上 程

令 和 5 年 度 関 係

第 1 3 5 号 議 案 不 可 決 第 1 7 7 号 議 案

報 第 3 号 不 可 決 報 第 5 号

令 和 6 年 度 関 係

第 1 号 議 案 不 可 決 第 9 0 号 議 案

(1) 質 疑 ・ 質 問

① 富 山 恵 二 議 員

② 赤 石 ま さ お 議 員

(休 憩)

(再 開)

③ 岸 本 か ず な お 議 員

④ 久 保 田 け ん じ 議 員

(休 憩)

(再 開)

⑤ 石 井 秀 武 議 員

(2) 質 疑 ・ 質 問 打 切 り (簡 易 採 決)

3 日 程 通 告

次 の 本 会 議 は 2 月 2 8 日 (水) 午 前 1 0 時 再 開

4 散 会 宣 告

第 3 6 6 回定例兵庫県議会
議事日程（第 2 号）

令和 6 年 2 月 2 0 日
午前 1 1 時開議

第 1 （令和 5 年度関係）

第 1 3 5 号議案ないし第 1 7 7 号議案

報第 3 号ないし報第 5 号

知事提案説明

第 3 6 6 回定例兵庫県議会
議事日程（第 3 号）

令和 6 年 2 月 2 1 日
午前 1 0 時開議

第 1 （令和 5 年度関係）

第 1 3 5 号議案ないし第 1 7 7 号議案

報第 3 号ないし報第 5 号

（令和 6 年度関係）

第 1 号議案ないし第 9 0 号議案

質 疑 ・ 質 問

第 3 6 6 回定例兵庫県議会
議事日程（第 4 号）

令和 6 年 2 月 2 2 日
午前 1 0 時開議

第 1 （令和 5 年度関係）

第 1 3 5 号議案ないし第 1 7 7 号議案

報第 3 号ないし報第 5 号

（令和 6 年度関係）

第 1 号議案ないし第 9 0 号議案

質 疑 ・ 質 問

第 3 6 6 回定例兵庫県議会
議事日程（第 5 号）

令和 6 年 2 月 2 6 日
午前 1 0 時開議

第 1 （令和 5 年度関係）

第 1 3 5 号議案ないし第 1 7 7 号議案

報第 3 号ないし報第 5 号

（令和 6 年度関係）

第 1 号議案ないし第 9 0 号議案

質 疑 ・ 質 問

第 3 6 6 回定例兵庫県議会
議事日程（第 6 号）

令和 6 年 2 月 2 7 日
午前 1 0 時開議

第 1 （令和 5 年度関係）

第 1 3 5 号議案ないし第 1 7 7 号議案

報第 3 号ないし報第 5 号

（令和 6 年度関係）

第 1 号議案ないし第 9 0 号議案

質 疑 ・ 質 問

本日知事から追加提出された議案

第 3 6 6 回 定例会

令和 6 年 2 月 2 0 日

(令和 5 年度関係)

- 第 1 3 5 号議案 令和 5 年度兵庫県一般会計補正予算 (第 5 号)
- 第 1 3 6 号議案 令和 5 年度兵庫県県有環境林等特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 1 3 7 号議案 令和 5 年度兵庫県港湾整備事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 1 3 8 号議案 令和 5 年度兵庫県公共事業用地先行取得事業特別会計補正予算
(第 1 号)
- 第 1 3 9 号議案 令和 5 年度兵庫県営住宅事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 1 4 0 号議案 令和 5 年度兵庫県勤労者総合福祉施設整備事業特別会計補正予
算 (第 2 号)
- 第 1 4 1 号議案 令和 5 年度兵庫県庁用自動車管理特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 1 4 2 号議案 令和 5 年度兵庫県公債費特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 1 4 3 号議案 令和 5 年度兵庫県自治振興助成事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 1 4 4 号議案 令和 5 年度兵庫県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算 (第 1
号)
- 第 1 4 5 号議案 令和 5 年度兵庫県小規模企業者等振興資金特別会計補正予算 (第
1 号)
- 第 1 4 6 号議案 令和 5 年度兵庫県農林水産資金特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 1 4 7 号議案 令和 5 年度兵庫県地方消費税清算特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 1 4 8 号議案 令和 5 年度兵庫県国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 1 4 9 号議案 令和 5 年度兵庫県病院事業会計補正予算 (第 2 号)
- 第 1 5 0 号議案 令和 5 年度兵庫県水道用水供給事業会計補正予算 (第 2 号)
- 第 1 5 1 号議案 令和 5 年度兵庫県工業用水道事業会計補正予算 (第 2 号)
- 第 1 5 2 号議案 令和 5 年度兵庫県水源開発事業会計補正予算 (第 1 号)
- 第 1 5 3 号議案 令和 5 年度兵庫県地域整備事業会計補正予算 (第 2 号)
- 第 1 5 4 号議案 令和 5 年度兵庫県企業資産運用事業会計補正予算 (第 2 号)
- 第 1 5 5 号議案 令和 5 年度兵庫県地域創生整備事業会計補正予算 (第 2 号)
- 第 1 5 6 号議案 令和 5 年度兵庫県流域下水道事業会計補正予算 (第 2 号)

- 第157号議案 令和5年度兵庫県一般会計補正予算（第6号）
- 第158号議案 令和5年度兵庫県農林水産資金特別会計補正予算（第3号）
- 第159号議案 令和5年度兵庫県地域整備事業会計補正予算（第3号）
- 第160号議案 公立学校教職員の特殊勤務手当に関する条例及び職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 第161号議案 国際人材育成基金条例
- 第162号議案 安心子ども基金等設置条例の一部を改正する条例
- 第163号議案 兵庫県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 第164号議案 県が行う建設事業についての市町負担額の決定
- 第165号議案 阪神高速道路株式会社が行う兵庫県道高速大阪池田線等の事業の変更についての同意
- 第166号議案 ひょうごインフラ整備基本方針の改定
- 第167号議案 ひょうご教育創造プランの改定
- 第168号議案 和解及び損害賠償額の決定
- 第169号議案 損害賠償額の決定
- 第170号議案 主要地方道豊岡竹野線（仮称）城崎大橋橋梁上部工事請負契約の変更
- 第171号議案 一般国道178号浜坂道路Ⅱ期浜坂第2トンネル（仮称）建設工事（東工区）請負契約の変更
- 第172号議案 一般県道松尾青野ヶ原停車場線大門橋橋梁上部工工事請負契約の変更
- 第173号議案 主要地方道加古川小野線東播磨道北工区国道175号Dランプ橋上部工事請負契約の変更
- 第174号議案 二級河川東川水系津門川地下貯留管他整備工事請負契約の変更
- 第175号議案 兵庫県立総合衛生学院電気設備工事請負契約の変更
- 第176号議案 兵庫県立総合衛生学院空気調和設備工事請負契約の変更
- 第177号議案 都市計画道路尼崎宝塚線（阪急立体工区）道路改良工事（その1）請負契約の締結
- 報 第 3 号 専決処分の承認
- 報 第 4 号 専決処分の承認
- 報 第 5 号 専決処分の承認

県政改革調査特別委員会の設置について

1 設置の目的

県の行財政全般にわたる改革（県政改革）に関する調査を行う。

2 委員会の性格

地方自治法第109条の規定に基づく特別委員会とする。

3 委員会の名称

「県政改革調査特別委員会」

4 委員会の構成

(1) 委員会の定数は、12名とする。

(2) 委員及び委員外議員の取り扱い

① 委員は所属議員数が6名以上の交渉会派から選出する。

なお、委員定数の会派別配分は、各会派の所属議員数に応じて按分する。

② 所属議員数が6名未満の少数会派については、委員外議員として委員会に出席する。

5 付議事件

県政改革に関する調査

6 委員会の設置期間

設置の日（令和6年2月定例会閉会日）から調査終了までとする。

7 その他

議会閉会中も継続して調査できるものとする。

県政改革調査特別委員会設置要綱（案）

- 1 設置の目的
県の行財政全般にわたる改革（県政改革）に関する調査を行う。
- 2 委員会の性格
地方自治法第109条の規定に基づく特別委員会とする。
- 3 委員会の名称
県政改革調査特別委員会
- 4 委員の定数
12名
- 5 付議事件
県政改革に関する調査
- 6 委員会の設置期間
令和6年3月22日から調査終了まで
- 7 その他
議会閉会中も継続して調査できるものとする。